

## 神奈川支部の概況と主な取組

# 協会けんぽ神奈川支部 適用等状況

平成 29 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
適用事業所数 (件)	105,090	106,047	107,100	108,095	109,058	110,065	110,961	111,740	112,413	113,275	114,176	114,863
被保険者数 (人)	910,679	918,354	923,574	928,341	930,411	933,688	936,537	939,788	942,280	943,728	946,461	947,723
被扶養者数 (人)	598,707	600,356	602,381	604,662	605,318	606,349	608,406	610,885	612,699	614,705	616,578	618,033
平均標準報酬月額 (円)	313,204	312,634	312,247	312,537	313,171	318,419	318,204	317,958	317,701	317,651	317,778	317,634
加入者一人当たり医療費 (円)	13,602	14,012	14,309	14,334	13,914	13,984	14,355	14,154	14,739	14,516	14,315	16,013

平成 30 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
適用事業所数 (件)	116,068	116,941	117,758	118,575	119,427	120,218						
被保険者数 (人)	959,272	964,371	967,850	971,082	971,566	974,139						
被扶養者数 (人)	614,923	614,309	615,442	616,622	616,588	617,636						
平均標準報酬月額 (円)	316,060	315,516	315,093	315,566	316,072	321,370						
加入者一人当たり医療費 (円)	13,756	14,192	14,506	14,630	14,244	13,494						

## <適用事業所>

平成30年9月末の適用事業所数は120,218事業所であり、対前年同月比は+9.2%と全国平均の+5.2%を大きく上回っています。

## <平均標準報酬月額>

平成30年9月末の平均標準報酬月額は321,370円（対前年同月比+0.9%）となっており、全国平均291,181円を上回っています。

## <被保険者・被扶養者>

平成30年9月末の被保険者数（法第3条第2項を除く）は974,139人であり、対前年同月比+4.3%と全国平均の+2.5%を大きく上回っています。また、被扶養者数は617,636人（対前年同月比+1.9%）であり、扶養率は0.634となっています。

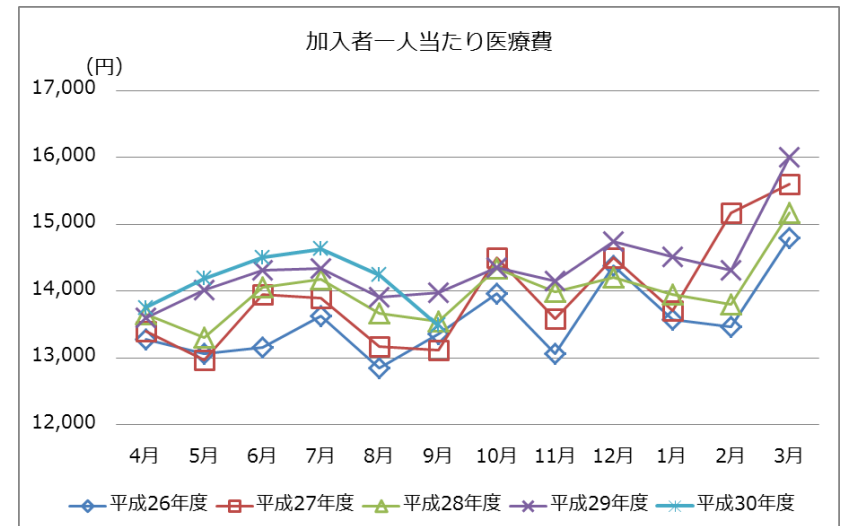
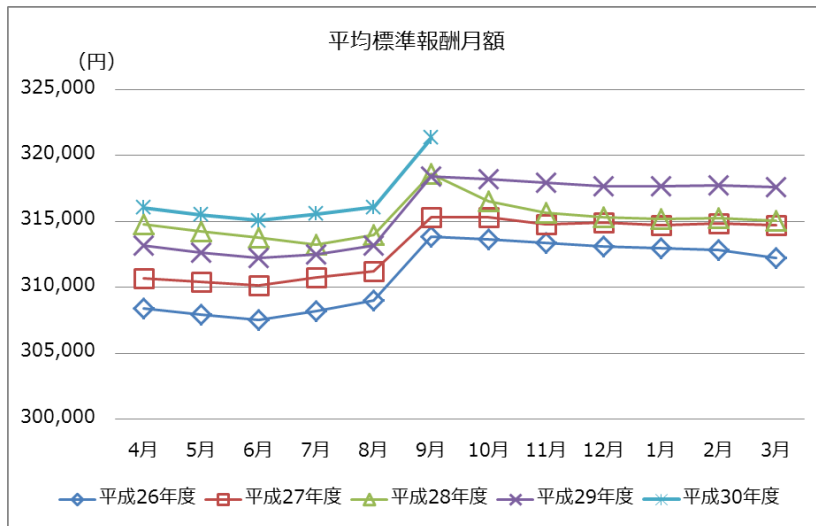
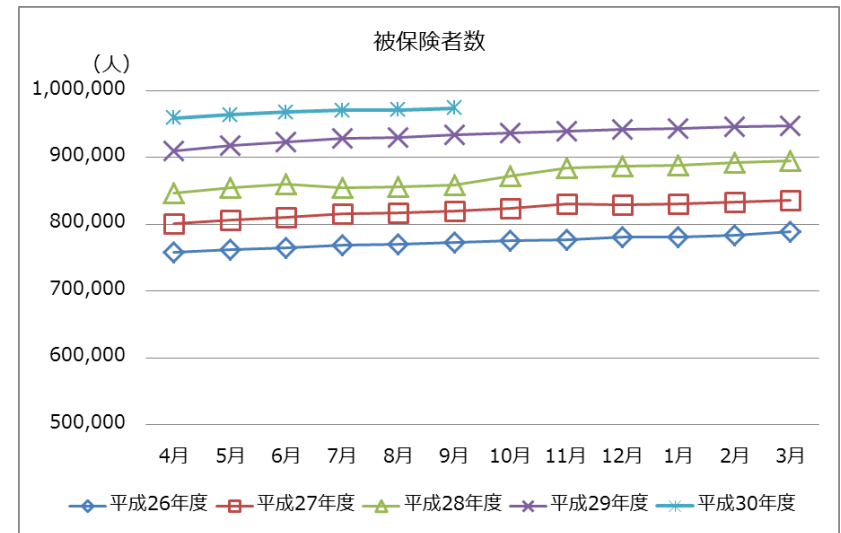
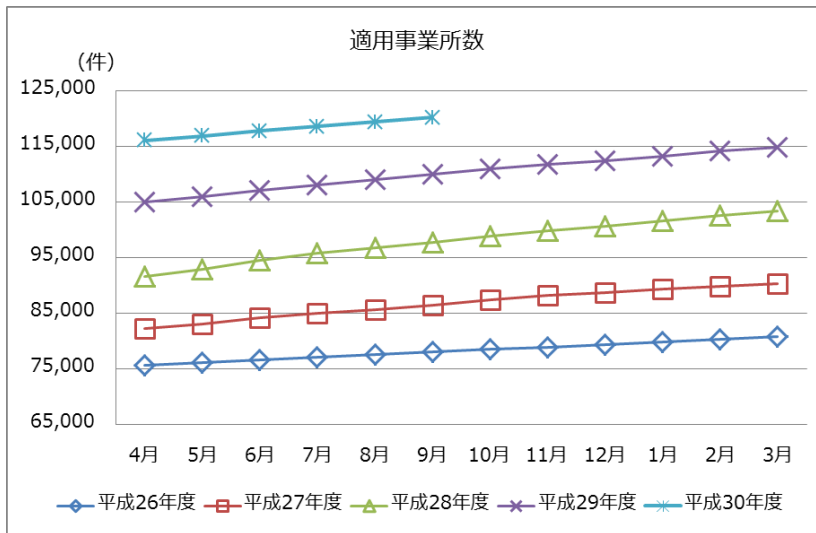
被保険者のうち、任意継続被保険者数は9,041人（同△2.2%）で被保険者全体の0.93%となっています。

## <加入者一人当たり医療費>

平成30年9月末の加入者1人当たり医療費は13,494円（対前年同月比△3.5%）となっており、うち、入院が3,723円（同+1.2%）、入院外（調剤分含む）が8,156円（同△5.8%）となっています。

※ 医療費は、社会保険診療報酬支払基金審査分（入院、入院外、歯科、調剤に係るもの）。

# 協会けんぽ神奈川支部 適用等状況



# 協会けんぽ神奈川支部 適用等状況

年度推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
適用事業所数（件）	66,798	68,564	69,007	69,629	70,255	72,875	78,266	86,728	98,067	110,240
被保険者数（人）	673,150	682,517	693,688	698,376	710,443	738,734	773,698	821,240	871,044	933,464
被扶養者数（人）	494,788	501,136	516,429	515,958	520,645	535,112	553,336	575,159	587,970	608,257
平均標準報酬月額（円）	-	-	-	309,169	308,798	309,189	311,097	313,173	315,149	315,762
加入者一人当たり医療費（円）	-	-	-	159,309	160,804	163,080	165,784	172,034	172,458	176,927

※平成20年度から22年度までは年度末時点、平成23年度以降は年度平均

## <適用事業所>

平成29年度平均の適用事業所数は110,240事業所（対前年度比+12.4%）となっています。

## <平均標準報酬月額>

平成29年度平均の平均標準報酬月額は315,762円（対前年度比+0.2%）となっています。

## <被保険者・被扶養者>

平成29年度平均の被保険者数（法第3条第2項を除く）は933,464人（対前年度比+7.2%）、被扶養者数は608,257人（同+3.5%）であり、扶養率は0.652となっています。

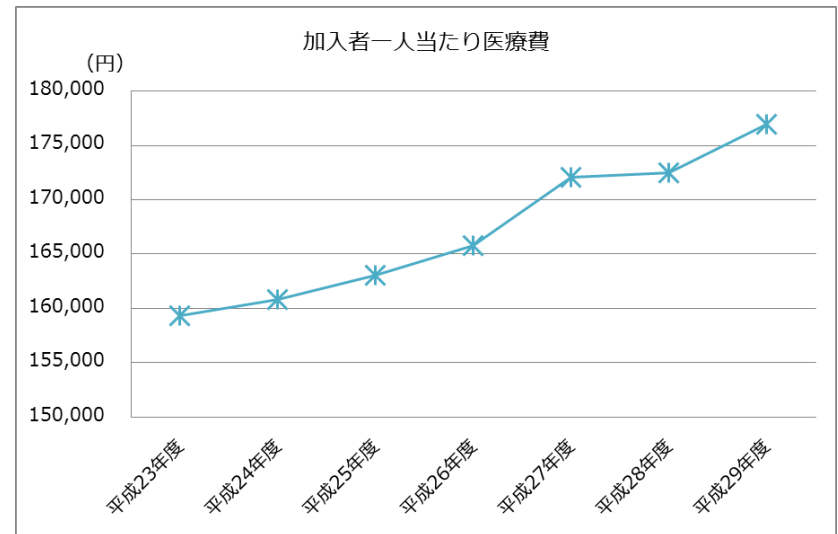
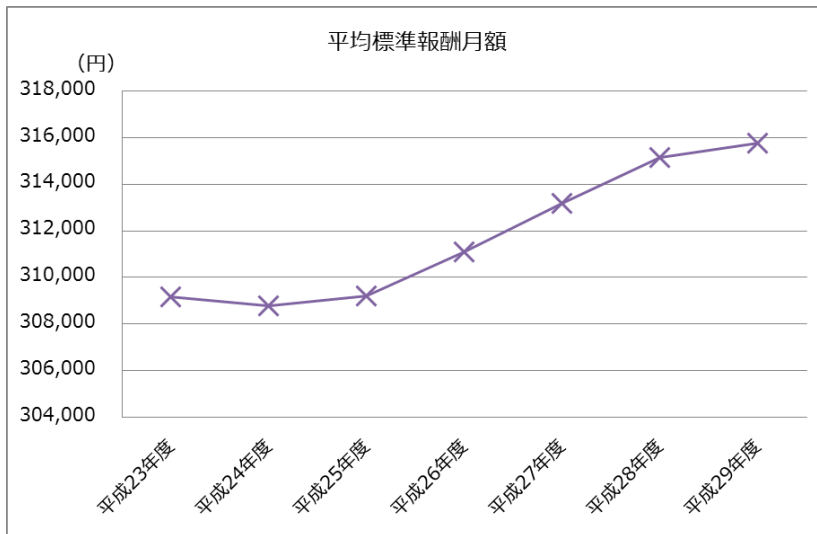
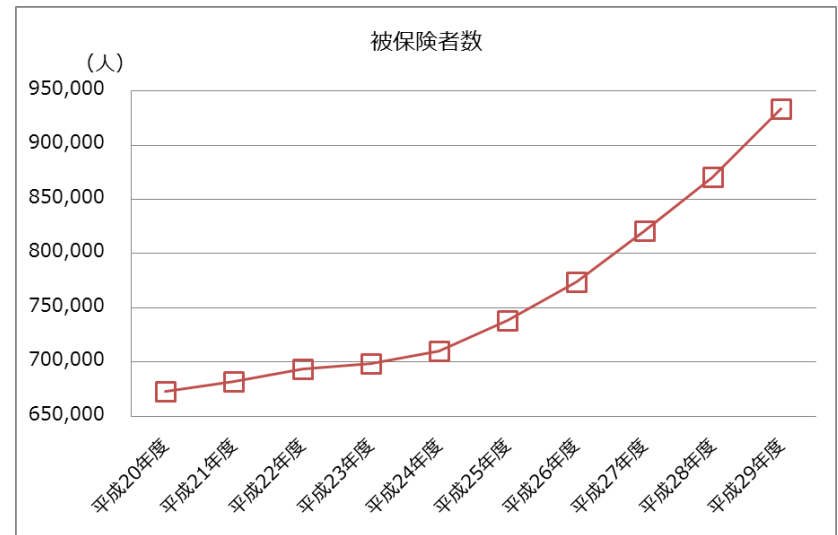
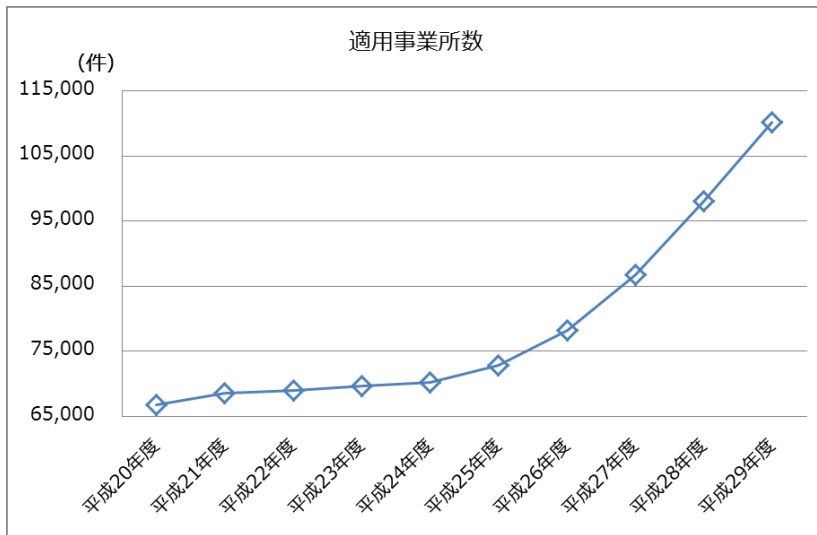
被保険者のうち、任意継続被保険者数は9,272人（同△7.0%）で被保険者全体の0.1%となっています。

## <加入者一人当たり医療費>

平成29年度平均の加入者1人当たり医療費は176,927円（対前年度比+2.6%）となっており、うち、入院が45,456円（同+2.0%）、入院外（調剤分含む）が106,985円（同+3.0%）となっています。

※ 医療費は、社会保険診療報酬支払基金審査分（入院、入院外、歯科、調剤、食事療養、訪問看護に係るもの）および療養費分。

# 協会けんぽ神奈川支部 適用等状況

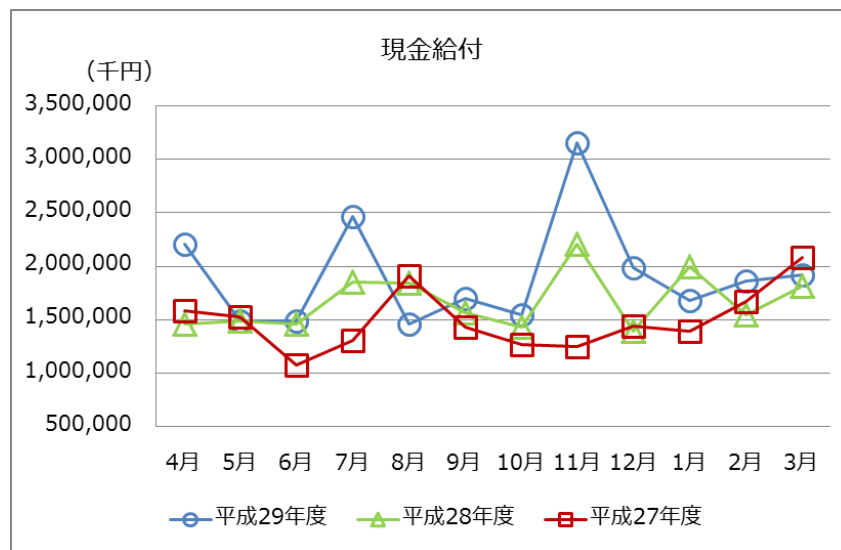
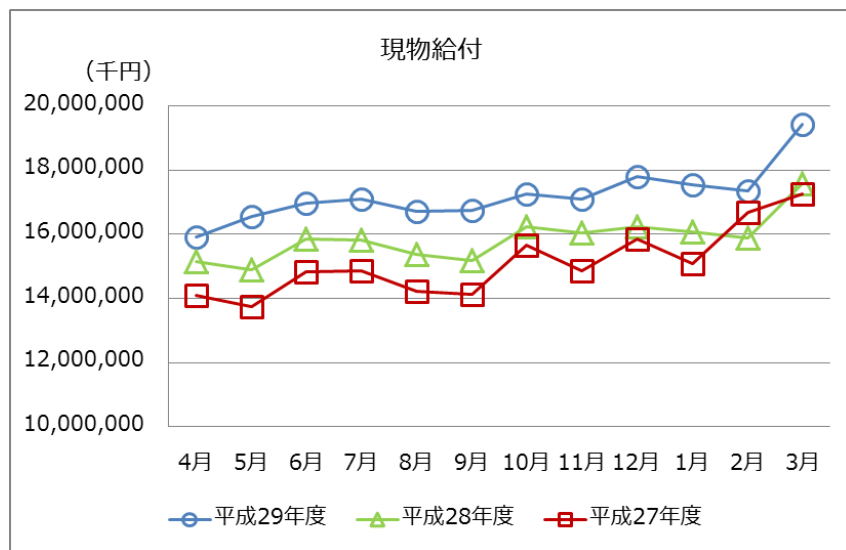


# 協会けんぽ神奈川支部 給付状況

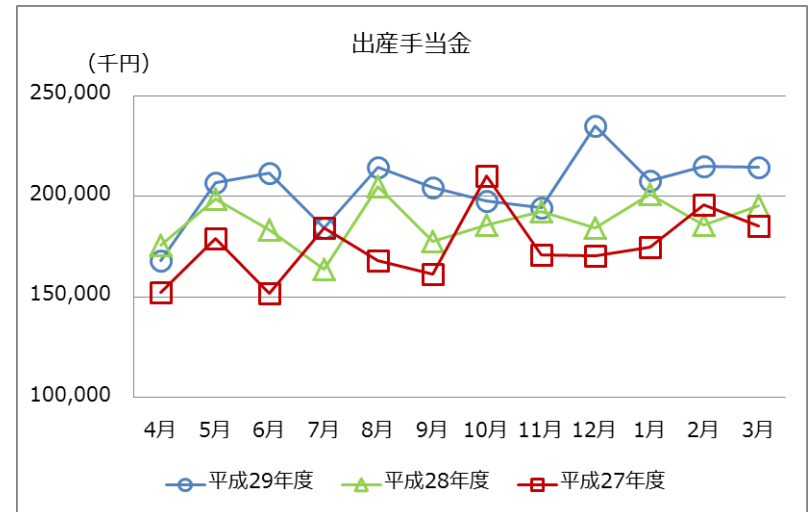
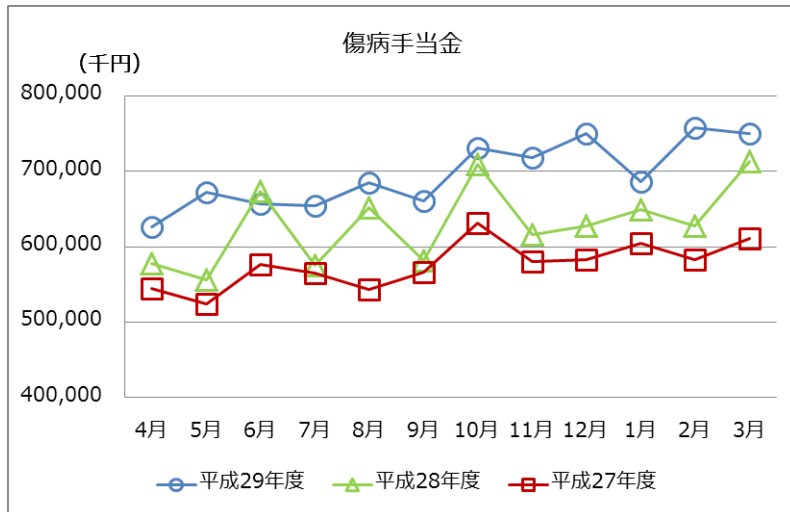
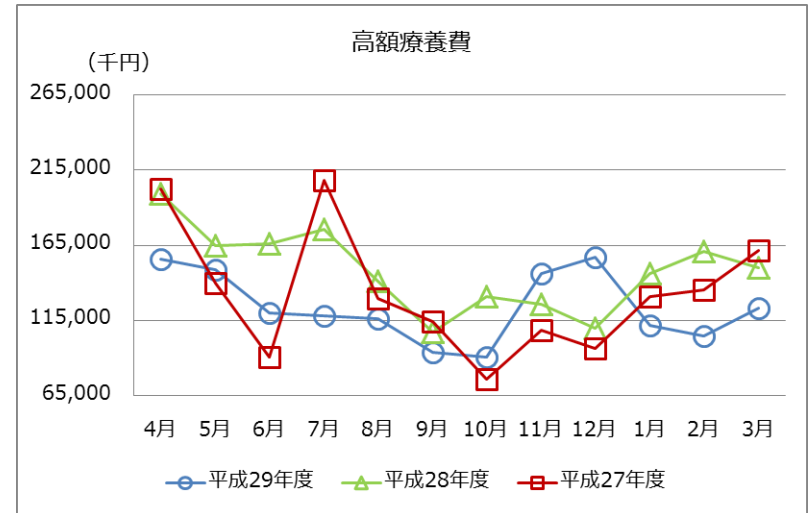
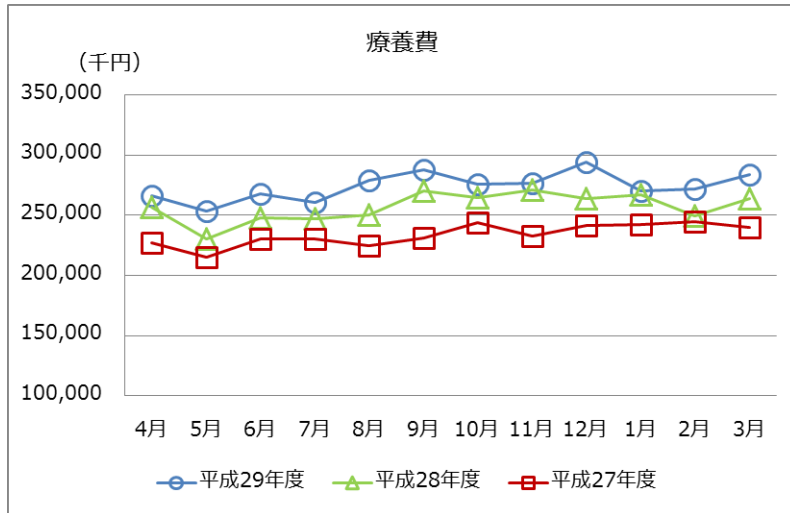
平成 29 年度

(千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現物給付	15,920,378	16,543,470	16,952,686	17,099,464	16,700,866	16,730,180	17,270,541	17,096,447	17,787,853	17,543,394	17,338,054	19,431,193
現金給付	2,204,330	1,484,466	1,485,505	2,465,152	1,457,442	1,698,467	1,546,528	3,157,393	1,989,950	1,679,795	1,858,749	1,922,505
療養費	265,989	253,767	267,600	260,877	278,646	287,677	276,016	276,853	294,513	270,540	271,568	284,086
高額療養費	155,627	148,564	119,942	117,811	116,485	93,730	90,560	145,951	157,092	112,012	104,655	122,977
傷病手当金	625,736	671,853	657,604	653,851	685,266	660,625	731,377	717,952	749,730	686,031	758,308	750,216
埋葬料	6,050	5,250	8,150	5,450	5,750	5,900	6,400	6,200	6,100	5,600	9,100	8,700
出産育児一時金	983,048	198,356	220,472	1,242,836	156,840	446,076	244,420	1,815,960	547,280	397,808	500,192	542,032
出産手当金	167,879	206,676	211,711	184,327	214,448	204,459	197,727	194,476	235,148	207,735	214,834	214,381



# 協会けんぽ神奈川支部 給付状況

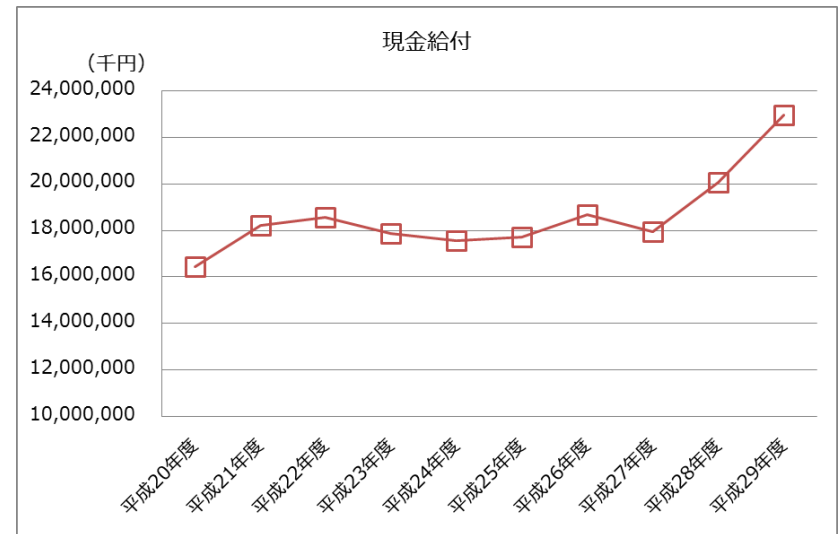
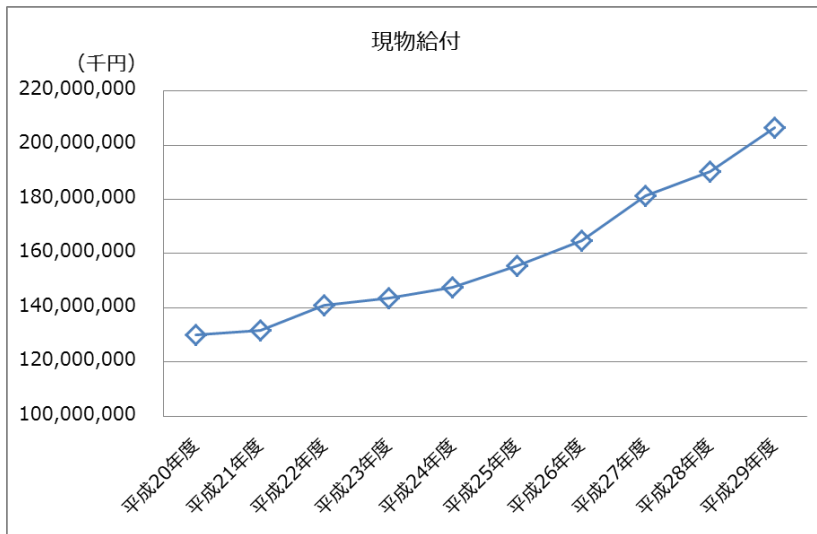


# 協会けんぽ神奈川支部 給付状況

年度推移

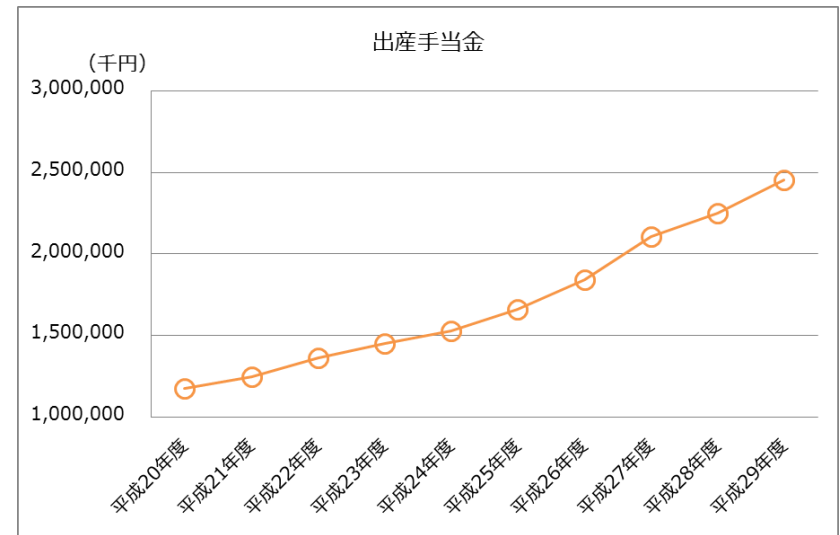
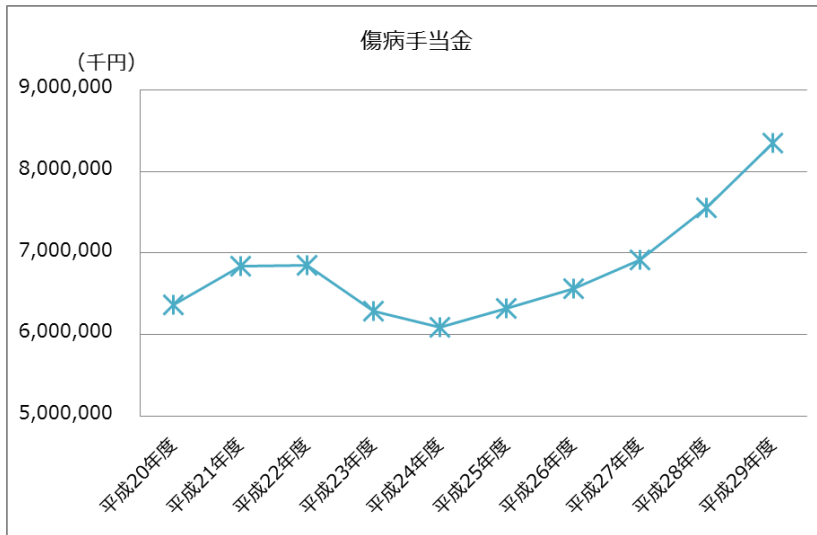
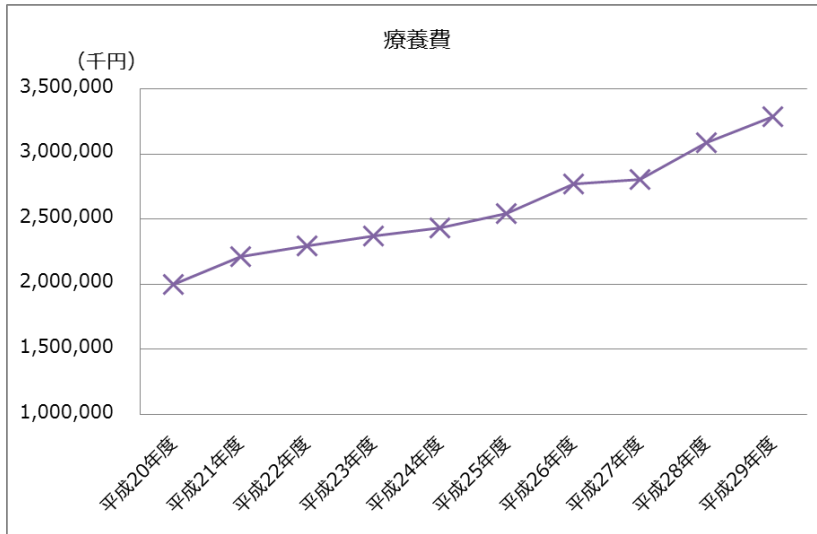
(千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現物給付	130,166,018	131,751,385	140,799,003	143,574,673	147,582,465	155,490,177	164,783,386	181,230,118	190,262,067	206,414,526
現金給付	16,436,197	18,231,286	18,579,331	17,855,432	17,538,557	17,699,138	18,667,838	17,938,221	20,053,582	22,950,142
療養費	2,000,621	2,209,792	2,294,841	2,369,137	2,431,397	2,543,073	2,773,187	2,803,873	3,083,579	3,288,132
高額療養費	2,058,436	2,728,962	2,333,021	2,221,256	1,915,973	1,557,005	1,774,624	1,592,392	1,778,472	1,485,405
傷病手当金	6,369,539	6,844,072	6,854,599	6,283,524	6,090,371	6,324,798	6,565,260	6,912,038	7,557,572	8,348,549
埋葬料	89,125	63,289	78,900	69,342	73,490	69,330	72,759	71,520	76,686	78,650
出産育児一時金	4,739,330	5,139,850	5,657,130	5,461,155	5,501,554	5,543,371	5,637,106	4,452,720	5,308,204	7,295,320
出産手当金	1,177,992	1,245,138	1,360,715	1,450,282	1,525,770	1,661,397	1,844,769	2,105,498	2,248,342	2,453,802





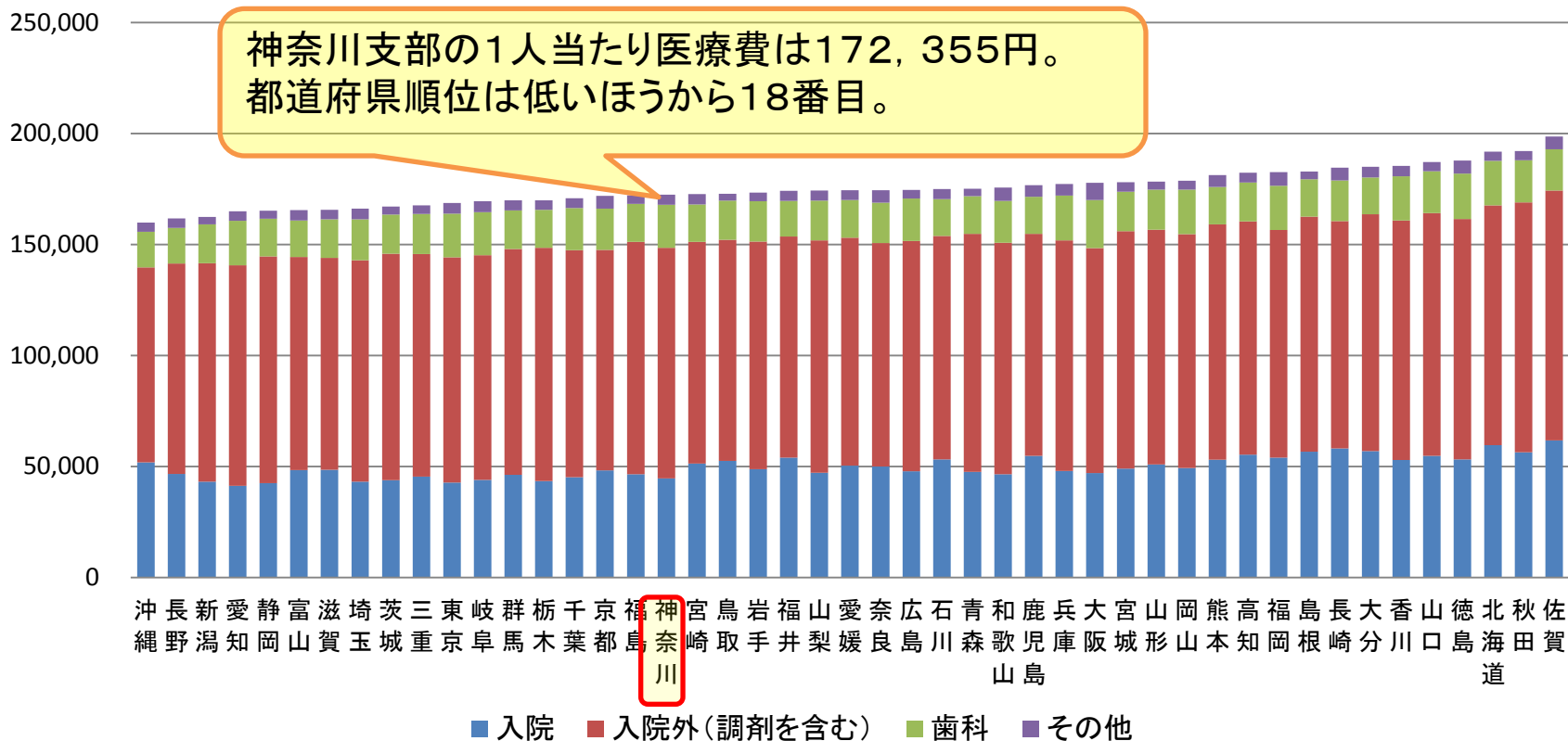
# 協会けんぽ神奈川支部 給付状況



# 神奈川県支部の医療費

## 加入者1人当たり医療費の全国順位

### 支部別加入者1人当たり医療費の状況(28年度)



(出所)「都道府県医療費の状況」(26~28年度、協会けんぽ)

## 神奈川県支部の医療費

# 加入者1人当たり医療費推移(全国対比)

	25年度	26年度	27年度	28年度
入院	42,566	42,637	43,674	44,562
(順位)全国比	(12) ▲3,150	(10) ▲3,742	(8) ▲3,865	(9) ▲3,417
入院外(含調剤)	97,976	99,833	104,852	103,868
(順位)全国比	(35) +2,272	(34) +2,305	(29) +1,834	(29) +1,536
歯科	18,256	18,888	19,130	19,474
(順位)全国比	(39) +608	(39) +667	(38) +597	(37) +597
その他	4,281	4,427	4,379	4,452
(順位)全国比	(23) ▲467	(27) ▲390	(23) ▲498	(24) ▲408
<b>合計</b>	<b>163,080</b>	<b>165,784</b>	<b>172,034</b>	<b>172,355</b>
(順位)全国比	(26) ▲737	(21) ▲1,159	(18) ▲1,932	(18) ▲1,692

神奈川県支部は、年度を追うごとに全国との乖離を広げてきたが、27～28年度は乖離が縮小。

(出所)「都道府県医療費の状況」(26～28年度、協会けんぽ)

## 神奈川県支部の医療費

# 加入者1人当たり医療費（首都圏他支部対比）

	神奈川県	埼玉	千葉	東京
入院	44,562	43,135	45,132	42,753
(順位)	(9)	(5)	(10)	(3)
入院外(含調剤)	103,868	99,668	102,245	101,391
(順位)	(29)	(9)	(22)	(18)
歯科	19,474	18,551	19,004	19,661
(順位)	(37)	(29)	(34)	(39)
その他	4,452	4,766	4,360	4,909
(順位)	(24)	(33)	(22)	(36)
合計	172,355	166,120	170,741	168,714
(順位)	(18)	(8)	(15)	(11)

内訳をみると、神奈川県支部は首都圏他支部と比べて入院外(含調剤)の医療費が高い。

(出所)「都道府県医療費の状況」(26~28年度、協会けんぽ)

## 平成30年度第3回評議会(平成30年12月)以降に実施した主な取組

### 【平成30年12月～平成31年1月】

#### (1) 平成30年12月～平成31年1月 健康保険委員の委嘱拡大に向けた勧奨(継続実施)

- ・ 以前に勧奨した大規模事業所(被保険者100人以上)に対し再勧奨を実施、加えて中規模事業所(被保険者60～99人)向けにも勧奨文書送付
- ・ 他保険者(健康保険組合など)から移行してきた事業所に対し勧奨文書送付
- ・ 12月末の委嘱者数は4,413人であり、11月末からの増加数は107人

#### (2) 平成30年12月 限度額適用認定証の利用促進にかかる広報 … 17～18ページ参照

- ・ 国保からの切替時の広報及び医療費助成事業対象者に対する市区町村窓口での広報ツールとして、県内市区町村の国民健康保険担当部局及び医療費助成事業担当部局担当課へ協力依頼文書及び資料を送付

#### (3) 平成31年1月 大和市と協働による健康経営の周知啓発 … 19ページ参照

- ・ 大和市内の57事業所に「かながわ健康企業宣言」、「健診の受診および結果データの提供」の勧奨文書およびチラシを送付
- ・ 大和市産業活性課と協働し、大和市が実施する健康経営推進事業の案内を同封

## 平成30年度第3回評議会(平成30年12月)以降に実施した主な取組

### 【平成30年12月～平成31年1月】

#### (4) 平成31年1月 神奈川県後発医薬品促進協議会での意見発信 … 20～31ページ参照

- ・ 協会本部が作成したジェネリックカルテ等を基に、神奈川県後発医薬品促進協議会で、ジェネリック使用割合が低い神奈川県の阻害要因・課題等について意見発信

平成30年度 神奈川支部事業実施状況(数値実績)

1. 基盤的保険者機能関係

項目	指標	平成29年度実績	平成30年度目標	平成30年度実績	備考	
効果的なレセプト点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率	0.386%	前年度以上	0.409%	平成30年度は11月末実績	
	診療内容等査定効果額					
	加入者一人あたり効果額	113円	117円を上回る	83円	平成30年度は11月末実績	
	加入者一人あたり効果額の伸び率	△3.4%	前年度以上	9.2%	平成30年度は11月末実績	
	点検員一人あたり効果額	7,564,165円	7,564,165円を上回る	5,695,583円	平成30年度は11月末実績	
	点検員一人あたり効果額の伸び率	2.3%	前年度以上	12.6%	平成30年度は11月末実績	
	再審査請求件数	168,830件	168,830件を上回る	129,748件	平成30年度は11月末実績	
	外傷点検					
	加入者一人あたり効果額	197円	前年度以上	136円	平成30年度は11月末実績	
	加入者一人あたり効果額の伸び率	15.2%	前年度以上	△8.7%	平成30年度は11月末実績	
	多受診者への適正受診指導件数	10件	前年度以上	3件	平成30年度は11月末実績	
	情報提供サービスの利用拡大(払い出し)	630件	前年度以上	339件	平成30年度は11月末実績	
	柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合	1.28%	前年度以下	1.18%	平成29、30年度とも11月末実績
		患者照会件数	12,387件	前年度以上	☆ 23,448件	平成30年度は12月末実績
	返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率	92.1%	94.1%	91.37%	平成29年度は11月、30年度は11月末実績
返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率		73.9%	前年度以上	42.55%	平成30年度は11月末実績	
医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合		0.130%	前年度以下	0.138%	平成30年度は11月末実績	

(注) ☆はすでに数値目標を達成したものの

1. 基盤的保険者機能関係

項目	指標	平成29年度実績	平成30年度目標	平成30年度実績	備考
返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	現年度発生分債権金額回収率の伸び率	7.1%	前年度以上	△10.58%	平成30年度は11月末実績
	債権残高(全債権)の減少率	△12.3%	前年度以上	△14.67%	平成30年度は11月末実績
	法的手続きの実施件数	160件	80件以上	138件	平成30年度は11月末実績
サービス水準の向上	サービススタンダードの達成状況	100%	100%	100%	平成30年度は9月支払までの実績
	現金給付等の申請に係る郵送化率	86.8%	87.0%以上	92.2%	平成30年度は12月末実績
限度額適用認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合	85.9%	前年度以上	87.6%	平成30年度は30.8月末実績
被扶養者資格の再確認の徹底	確認書の提出率	82.3%	87.0%以上	87.0%	平成30年度は12月末実績
	勸奨事業所件数	250件	前年度以上	☆ 15,695件	
オンライン資格確認の導入に向けた対応	USBを配付した医療機関における利用率	11.6%	36.5%以上	57.1%	平成29年度は4～3月、30年度は4～11月の平均利用率

(注)☆はすでに数値目標を達成したもの



## 2. 戦略的保険者機能関係

項目	指標	平成29年度実績	平成30年度目標	平成30年度実績	備考
特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	特定健診受診率	43.3%	46.0%	18.2%	平成30年度は9月末実績
	被保険者(40歳以上)				
	生活習慣病予防健診実施率(実施者数)	48.2%	51.0%(302,072人)	27.9%(181,771人)	平成30年度は10月末実績
	事業者健診データ取得率(取得数)	1.2%	2.5%(15,000人)	0.7%(4,437人)	平成30年度は11月末実績
	被扶養者(40歳以上)				
	特定健康診査実施率(実施者数)	21.0%	31,114人	14,756人	平成30年度は10月末実績
特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応	特定保健指導実施率	4.5%	14.5%	5.0%	平成30年度は9月末実績
	被保険者(40歳以上)				
	特定保健指導実施率(実施者数)	4.4%	14.4%(9,382人)	12月時点でデータなし	
	被扶養者(40歳以上)				
	特定保健指導実施率(実施者数)	7.1%	17.7%(326人)	12月時点でデータなし	
重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	10.9%	11.6%	11.0%	平成30年度は4~5月実績
	電話による二次勧奨件数	未確定	3,265件	1,507件	平成30年度は11月末実績
	主治医の指示に基づく保健指導件数	新規事業	15件	継続支援18名	平成30年度は12月末実績
健康経営(コラボヘルス)の推進	宣言事業所数	98事業所	150事業所	☆ 176事業所	平成30年度は12月末実績
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	広報活動における加入者理解率	30.1%	前年の全国平均値以上	37.2%	平成30年度は12月末実績
	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	20.51%	24.0%以上	☆ 33.8%	平成30年度は12月末実績
ジェネリック医薬品の使用促進	神奈川支部のジェネリック医薬品使用割合	73.3%	74.2%以上	74.8%	平成29年度は30年3月、30年度は8月の使用割合
医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ	地域医療構想調整会議への被用者保険の参加率	100%	100%	☆ 100%	平成30年度は12月末実績

(注) ☆はすでに数値目標を達成したものの

# 便利です！

こちらの保険証をお持ちの方へのお知らせ

健康保険 被保険者証	家族（被扶養者）	01111
	記号 21270023	平成26年 6月25日交付
	番号 21	
氏名	花子	
生年月日	昭和 18年 10月 1日	
性別	女	
認定年月日	平成 26年 6月 1日	
被保険者氏名	協会 太郎	
事業所名称	<input type="checkbox"/> 株式会社	
保険者番号	01101100116	
保険者名称	全国健康保険協会 ○○支部	
保険者所在地	○○市○○区○○町○○○	

全国健康保険協会  
○○支部

## 限度額適用認定証

限度額適用認定証を利用すると、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり、立替が発生せずに高額療養費の申請が不要になります。

※保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれの取扱いとなります。

保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

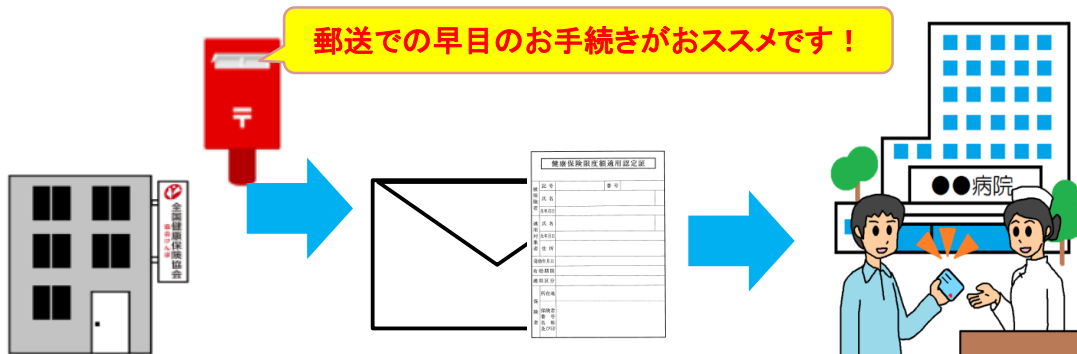
※同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となりますことがあります。

※協会けんぽご加入中の70歳未満の方がご利用になれます。

また、70歳以上で3割負担の方も限度額適用認定証が必要な場合があります。

市町村民税が非課税などによる低所得者の方は、標準報酬月額等によりますが、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をご申請いただけます。

### 《限度額適用認定証ご利用の流れ》



(1) 医療費が高額になりそう  
なときは、「健康保険限度額適用認定申請書」を  
協会けんぽにご提出

(2) 一週間ほどで「限度額  
適用認定証」が協会けん  
ぽから郵送されます

(3) 受診するときに健康保険  
証と併せて、「限度額適用  
認定証」を提示

(4) 窓口でのお支払いが自己  
負担限度額までで済みます

お問い合わせ先



全国健康保険協会 神奈川支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒240-8515 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134  
横浜ビジネスパークイーストタワー2階



(ホームページはこちらからご覧いただけます)

協会けんぽ

検索

☎045(339)5533

# 健康保険 限度額適用認定 申請書

被保険者記入用

限

記入方法等については、「健康保険 限度額適用認定 申請書 記入の手引き」をご確認ください。

申請書は、楷書で枠内に丁寧に記入ください。

記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 アイウ

被保険者情報	記号	番号	生年月日	年	月	日
	被保険者証の (左づめ)			<input type="checkbox"/> 昭和		
				<input type="checkbox"/> 平成		
氏名・印	(フリガナ)		印			自署の場合は押印を省略できます。
住所	(〒 - )		都 道 府 県			
電話番号 (日中の連絡先)	TEL ( )					

認定対象者欄	療養を受ける方 (被保険者の場合は記入の必要がありません。)	氏名	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和		
				<input type="checkbox"/> 平成	年	月 日
療養予定期間 (申請期間)	平成	年	月	～	平成	年 月
						申請月の初日から最長で1年間となります。

送付希望先	上記被保険者情報に記入した住所と別のところに送付を希望する場合にご記入ください。					
	住所	(〒 - )		都 道 府 県		
	電話番号 (日中の連絡先)	TEL ( )				
宛名						

申請代行者欄	被保険者以外の方が申請する場合にご記入ください。					
	氏名・印		印	被保険者との関係		
	電話番号 (日中の連絡先)	TEL ( )		申請代行の理由	<input type="checkbox"/> 被保険者本人が入院中で外出できないため。 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

※限度額適用認定証の送付先または、申請書を返戻する場合の送付先は、被保険者住所または送付を希望する住所となりますので十分ご注意ください。  
 ※申請書受付月より前の月の限度額適用認定証の交付はできません。日程に余裕を持ってご提出ください。

被保険者のマイナンバー記載欄 (被保険者証の記号番号を記入した場合は記入不要です) マインナンバーを記入した場合は、必ず本人確認書類を添付してください。	▶		(30.7)
社会保険労務士の提出代行者名記載欄		印	受付日付印
様式番号		協会使用欄	
2 3 0 1 1 7	1		

切り取ってご利用いただけます

# 1 自己負担限度額はいくら？

自己負担限度額は年齢および被保険者の所得区分によって分類されます。

## ●70歳未満の方の自己負担限度額〈平成27年1月診療分から〉

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当 <sup>※3</sup>
区分ア(標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+(総医療費 <sup>※1</sup> -842,000円)×1%	140,100円
区分イ(標準報酬月額53万~79万円の方)	167,400円+(総医療費 <sup>※1</sup> -558,000円)×1%	93,000円
区分ウ(標準報酬月額28万~50万円の方)	80,100円+(総医療費 <sup>※1</sup> -267,000円)×1%	44,400円
区分エ(標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
区分オ(低所得者) <sup>※2</sup> (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

## ●70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額〈平成30年8月診療分から〉

被保険者の所得区分	自己負担限度額	
	個人ごと(外来)	世帯ごと(入院を含む)
現役並みⅢ(標準報酬月額83万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	252,600円+(総医療費 <sup>※1</sup> -842,000円)×1% 〈多数該当:140,100円〉	
現役並みⅡ(標準報酬月額53万~79万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	167,400円+(総医療費 <sup>※1</sup> -558,000円)×1% 〈多数該当:93,000円〉	
現役並みⅠ(標準報酬月額28万~50万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	80,100円+(総医療費 <sup>※1</sup> -267,000円)×1% 〈多数該当:44,400円〉	
一般(現役並み・低所得者以外の方)	18,000円 【年間上限14.4万円】	57,600円 〈多数該当:44,400円〉
低所得者Ⅱ <sup>※4</sup> (被保険者が市区町村民税の非課税者等)		24,600円
低所得者Ⅰ <sup>※5</sup> (所得が一定基準以下)	8,000円	15,000円

※1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。

※2 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。ただし、「区分ア」または「区分イ」の方は対象外です。

※3 療養を受けた月以前1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合は、4ヵ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

※4 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。ただし、「現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲ」の方は対象外です。

※5 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

# 2 実際にどれぐらいの窓口負担になるの？

計算例

1ヵ月の総医療費(10割):100万円

所得区分:70歳未満「区分ウ」(標準報酬月額28万~50万円の方)

窓口負担割合:3割

限度額適用認定証を提示しない場合	300,000円(3割負担)を医療機関窓口で支払い、後日高額療養費の申請により、212,570円が払い戻されます。
限度額適用認定証を提示した場合	87,430円(自己負担限度額)を支払い、高額療養費の申請が不要となります。 自己負担限度額⇒80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%

# 限度額適用認定申請書の記入方法

健康保険 限度額適用認定 申請書

被保険者記入用 **限**

記入方法等については、「健康保険 限度額適用認定 申請書 記入の手引き」をご確認ください。  
申請書は、備書で特内に丁寧に記入ください。 記入用紙 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 A B C

## 被保険者情報欄

ご本人(被保険者)の氏名・生年月日・住所等・電話番号を記入してください  
※自署の場合は押印は不要です

被保険者情報欄

被保険者証の(左詰め) 記号 番号 生年月日 年 月 日

21270023 21 28 10 1

氏名・印 (フリガナ) キョウカイ タロウ  
協会 太郎

住所 (〒 240 - 0000 ) 神奈川県 横浜市〇〇区〇〇  
電話番号 (日中の連絡先) TEL 045 ( × × × ) × × × ×  
△ - △



## 認定対象者欄

被扶養者であるご家族のご利用を希望される場合は、ご家族の氏名を記入してください  
ご本人(被保険者)が利用する場合は記入不要です

認定対象者欄

療養を受ける方 (被保険者の場合は記入の必要はありません) 氏名 協会 花子 生年 月 日 昭和 18 年 10 月 1 日

療養予定期間 (由緒期間) 平成 30 年 12 月 ~ 平成 31 年 11 月 申請月の初日から最長で1年間となります。

## 送付希望先

被保険者情報欄のご住所以外の場所に送付を希望される場合は記入してください  
例: 〇〇病院 □ □ 病棟 △ △ 号室 協会花子宛

送付希望先

上記被保険者情報に記入した住所と別のところに送付を希望する場合にご記入ください。

住所 (〒 - ) 都 道 府 県

電話番号 (日中の連絡先) TEL ( )

宛名

## 申請代行者欄

被保険者以外の方が申請する場合のみ記入してください

申請代行者欄

被保険者以外の方が申請する場合にご記入ください。

氏名・印 被保険者との関係

電話番号 (日中の連絡先) TEL ( ) 申請代行の理由 ( )

被保険者のマイナンバー記載欄 (被保険者証の記号番号を記入した場合は記入不要です) マイナンバーを記入した場合は、必ず本人確認書類を添付してください。

社会保険労務士の提出代行者名記載欄 印

様式番号 協会使用欄

2 3 0 1 1 7 1

全国健康保険協会 協会けんぽ

## 健康保険証の記号番号をご記入いただければ、マイナンバーの記入は不要です

マイナンバーをご記入いただいた場合は、番号を確認する書類と身元を確認する書類の添付が必要です。これらの書類が添付されていない場合は、申請書を返戻させていただきますので、ご注意ください

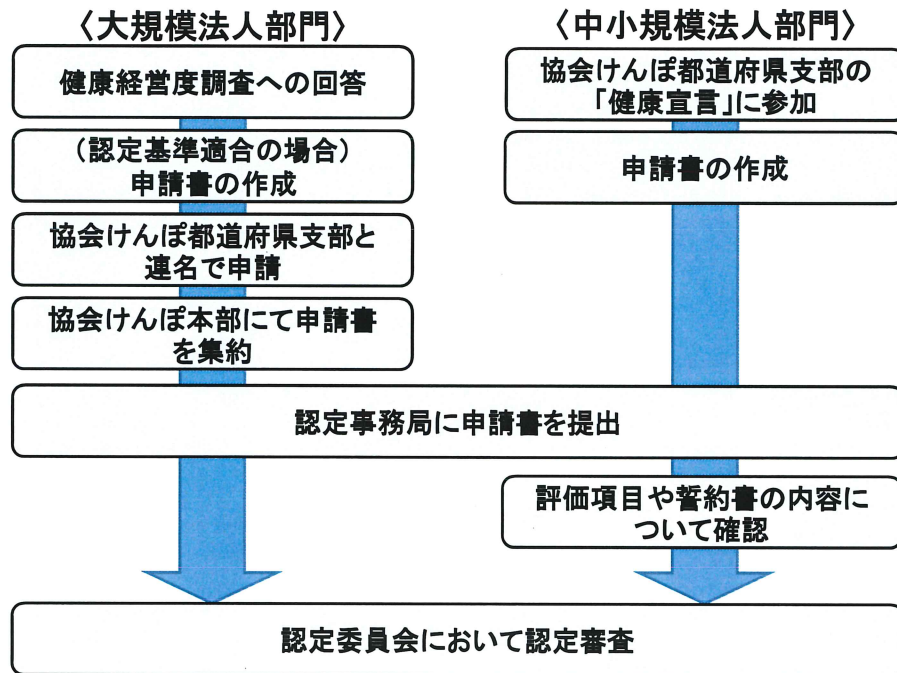
## 注意点

1. 添付書類はありません、窓口での交付は行いません、郵送のみの取り扱いとなります
  2. 有効期限は申請月(受付した月)の初日(または加入月に受付した場合は資格取得日)から最長1年です、途中で70歳になられる方、任意継続の期間満了になられる方はその期間までとなります
- ・療養予定期間に受付した月より前の月をご記入いただいても遡ってご利用いただけません
  - ・限度額適用認定証の交付前の月に医療機関に自己負担限度額以上のご負担をされている場合は、高額療養費支給申請書をご提出ください(支給まで概ね4か月程度お待ちいただきます)
  - ・死亡された方の限度額適用認定証は交付できません、医療機関にお支払いの後に高額療養費支給申請書をご提出ください(支給まで概ね4か月程度お待ちいただきます)

# 大和市は 社員の健康増進に取り組む企業を応援しています

大和市では、経済産業省が制定した「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けた企業を各種制度で応援しています。ぜひご活用ください。

## ■健康経営優良法人申請スキーム（全国健康保険協会（協会けんぽ）加入法人の場合）



※健康経営優良法人2019の申請受付は終了しています。

## ■大和市が実施する健康経営優良法人への支援内容

- ☑ 大和市産業人表彰式において表彰
- ☑ 市融資制度の利用に伴う信用保証料と利子に対する補助率(補給率)を優遇  
信用保証料(補助率):通常50% →100%に優遇(上限10万円)  
貸付金利子(補給率):通常30%~50% →100%に優遇(上限30万円)
- ☑ 健康関連商品等の普及啓発事業に要する経費の一部を補助  
補助率50%(上限50万円)
- ☑ 大和市企業活動振興条例に基づく支援を実施  
(市内で3年以上操業している製造業・情報通信業・自然科学研究所が対象)  
奨励金100万円(1回のみ交付)

※各制度の対象要件など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ  
大和市 産業活性課 企業活動サポート担当  
☎046-260-5135

平成31年1月18日  
神奈川県後発医薬品使用促進協議会資料

# 協会けんぽ神奈川支部の 後発医薬品使用促進に向けた取り組み

平成31年1月18日



全国健康保険協会 神奈川支部  
協会けんぽ

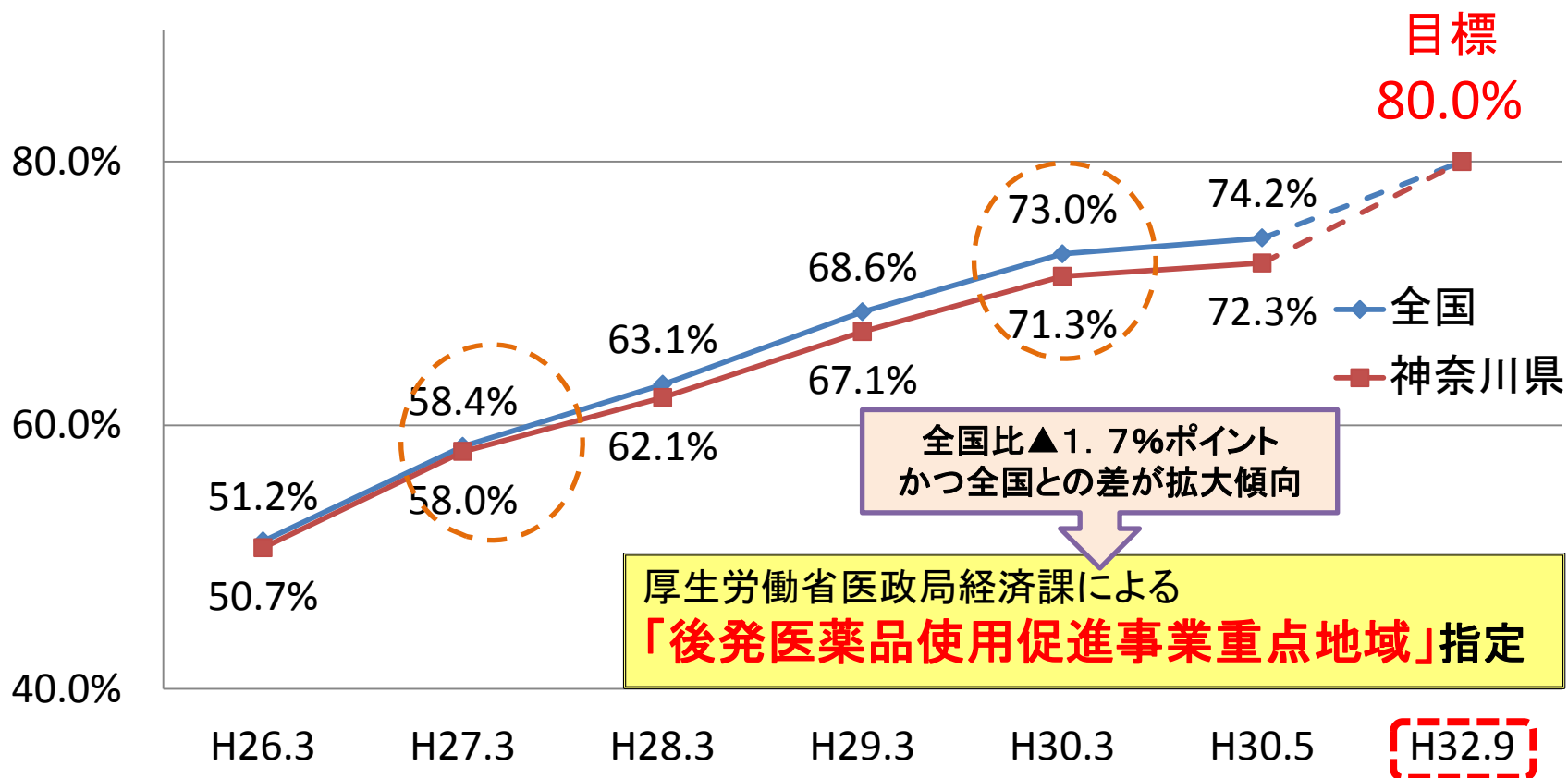
## <内 容>

1. 後発医薬品使用割合 ..... 3
2. 協会けんぽの取り組み ..... 5
3. 協会けんぽのデータから見た今後の課題 ... 17



## 1. 後発医薬品使用割合

# 後発医薬品使用割合（神奈川県）の推移と目標

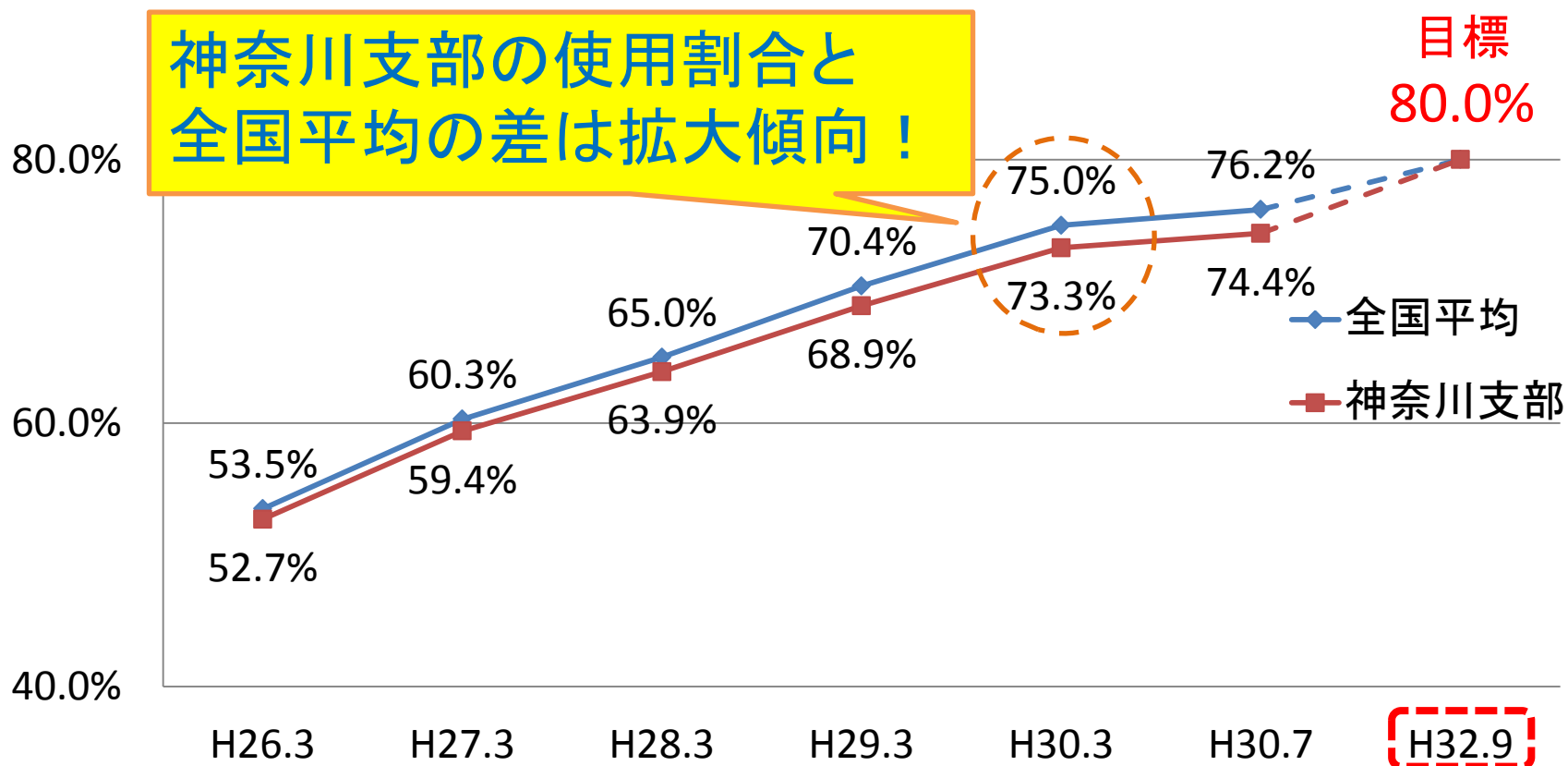


(注)「使用割合」とは、「後発医薬品のある先発医薬品」および「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の割合をいう。

(出所)厚生労働省「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」

## 1. 後発医薬品使用割合

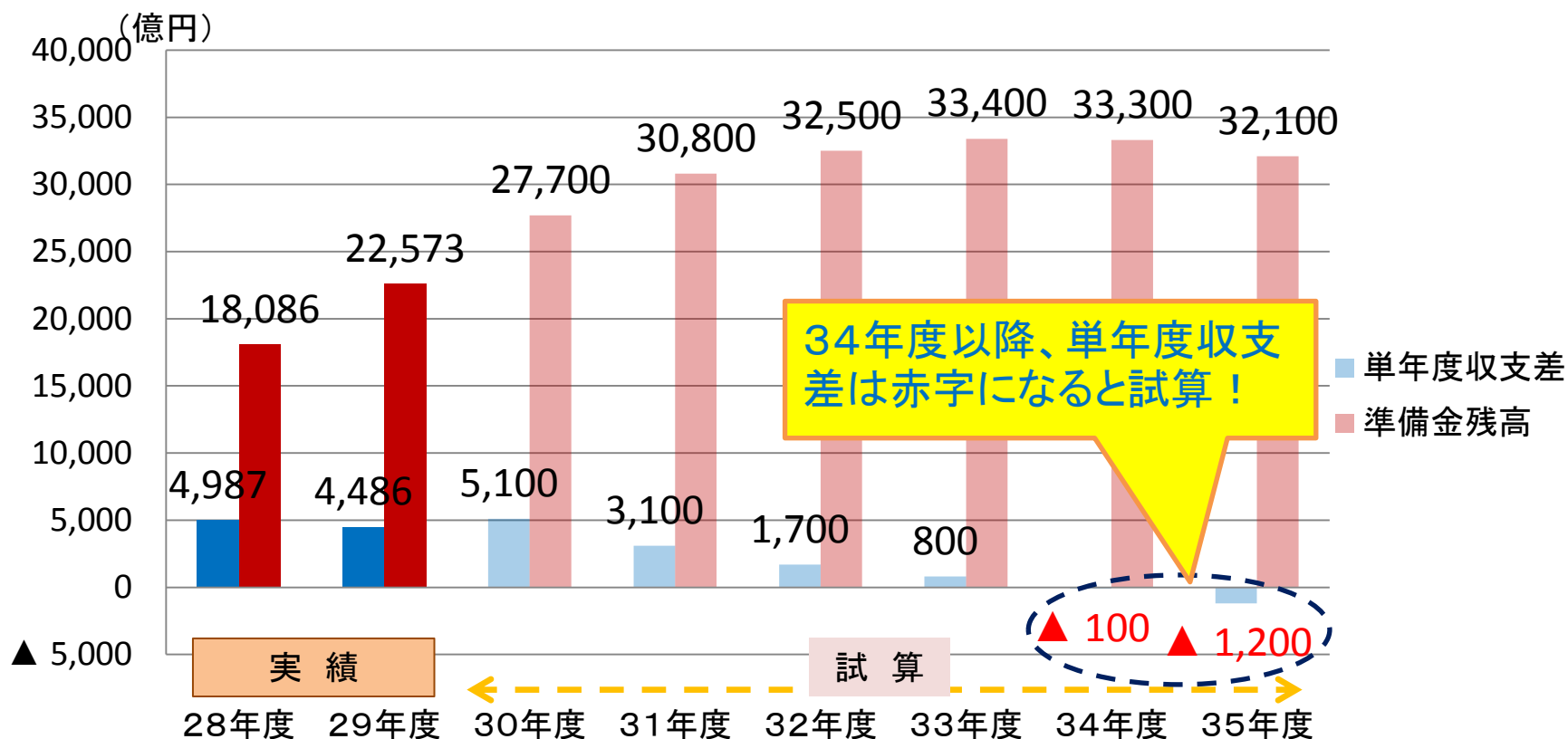
# 後発医薬品使用割合（協会けんぽ）の推移と目標



(注)「使用割合」とは、「後発医薬品のある先発医薬品」および「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の割合をいう。

## 2. 協会けんぽの取り組み

# 協会けんぽの財政（実績と試算結果）



(出所)協会けんぽ第93回運営委員会(平成30年9月13日)資料。

なお、上記試算結果の前提条件は、保険料率は10%据え置き、32年度以降の賃金上昇率は0.6%で一定。

## 2. 協会けんぽの取り組み

# 医療費適正化に向けた取り組み

### ジェネリック医薬品の使用促進

- 服用する薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額を加入者に通知しています。

### レセプト点検・経費削減

- 医療機関からの保険請求の点検をしています。
- 経費の削減に取り組んでいます。

### 健診・保健指導

- 健康づくりの入り口として健診や保健指導、重症化予防の取り組みを進めるとともに、27年度からは各支部ごとに、地域の特性に応じた「データヘルス計画」を実施しています。

### 扶養家族の再確認

- 加入者のご家族が扶養家族の要件を満たしているかどうかを毎年確認しています。

### 健康保険の正しい利用の促進

- 審査の厳格化等により、不正受給の防止を図っています。

## 2. 協会けんぽの取り組み

# インセンティブ制度の開始(30年度本格実施)

### 制度趣旨

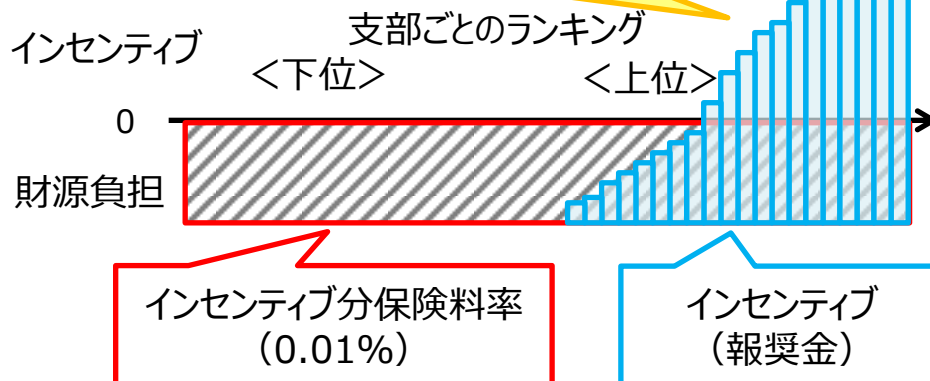
新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率(0.01%)を設定するとともに、**支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価**し、その結果が上位過半数となる支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

■ 特定健診・特定保健指導の実施率、**後発医薬品の使用割合**などの評価指標に基づき、支部ごとの**実績を評価**する

■ ランキングで**上位過半数に該当した支部**については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な**保険料率の引下げ**を行う

### 【制度のイメージ】

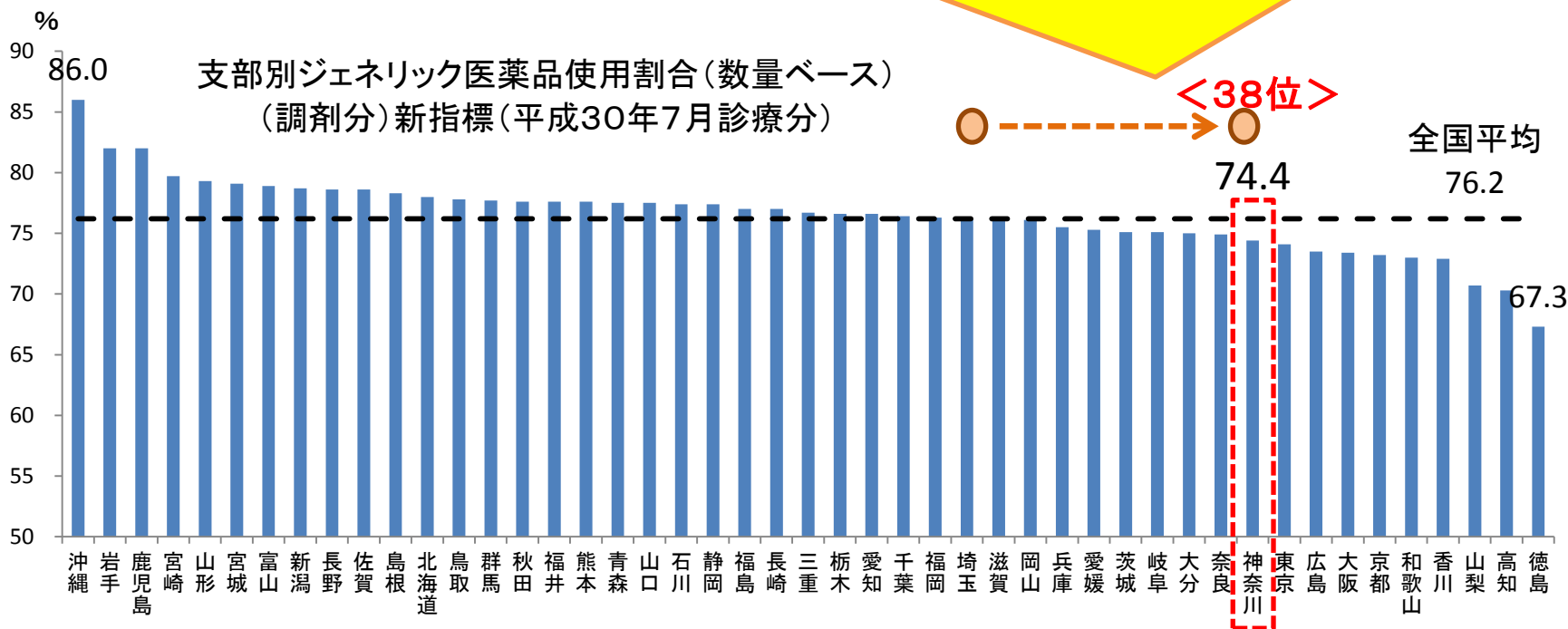
後発医薬品の使用割合などが高まれば、保険料率引き下げの可能性が高まる



## 2. 協会けんぽの取り組み

# ジェネリック医薬品使用割合(支部別)

全国順位は38位まで後退(26年3月は30位)!



注1. 協会けんぽ(一般分)の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの(算定ベース)。

注2. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3. 加入者の適用されている事業所所在地別に集計したもの。

注4. 「新指標」は、[後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) で算出している。医薬品の区分は、

厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

## 2. 協会けんぽの取り組み

# ジェネリック医薬品使用割合（関東甲信越10支部）

使用割合の伸び（26年3月比）は10支部中最小！

	26年3月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	30年7月	30/7-26/3
全 国	53.5	60.3	65.0	70.4	75.0	<b>76.2</b>	+22.7
神 奈 川	52.7	59.4	63.9	68.9	73.3	<b>74.4</b>	+21.7
（乖離幅）	（▲0.8）	（▲0.9）	（▲1.1）	（▲1.5）	（▲1.7）	（▲1.8）	（▲1.0）
茨 城	50.6	57.9	63.5	69.1	73.5	<b>75.1</b>	+24.5
栃 木	51.9	58.7	64.4	70.2	75.5	<b>76.6</b>	+24.7
群 馬	54.4	61.0	65.4	71.5	76.0	<b>77.7</b>	+23.3
埼 玉	53.6	60.0	64.8	70.4	74.9	<b>76.2</b>	+22.6
千 葉	53.3	60.7	64.8	70.3	75.0	<b>76.4</b>	+23.1
東 京	52.2	58.9	63.2	68.3	72.8	<b>74.1</b>	+21.9
新 潟	54.9	61.4	66.7	72.4	77.5	<b>78.7</b>	+23.8
山 梨	44.9	50.9	55.9	62.1	67.2	<b>70.7</b>	+25.8
長 野	56.4	64.1	68.7	73.6	77.5	<b>78.6</b>	+22.2

## 2. 協会けんぽの取り組み

# 後発医薬品使用による加入者・県民のメリット

## 自己負担額の軽減(直接的なメリット)

- 薬代(薬剤料)の自己負担額の軽減  
(29年度の実績:一人当たり約21千円/年)

## 保険料率の逡減(間接的なメリット)

- 医療給付費適正化による保険料率の逡減
- インセンティブ制度による保険料率の逡減



## 2. 協会けんぽの取り組み

# ジェネリック希望シールの配布 (加入者向け①)

加入者のジェネリック医薬品処方希望の意思表示をサポートするため、保険証に貼れるシールを保険証の郵送時に同封！

※ 実際に貼るかは  
加入者の任意

健康保険 被保険者証	本人 (被保険者)	11
	平成26年 6月	11
	記号 21700023 番号	ジェネリック医薬品を 希望します。
氏名	キョウカイ タロウ 協会 太郎	
生年月日	平成 元年 5月 10日	
性別	男	
資格取得年月日	平成 26年 6月 1日	
事業所名称	<input type="radio"/> 株式会社	
保険者番号	01010016	
保険者名称	全国健康保険協会 <input type="radio"/> 支部	
保険者所在地	<input type="radio"/> 市 <input type="radio"/> 区 <input type="radio"/> 町 <input type="radio"/> - <input type="radio"/> - <input type="radio"/>	
		印


医師・薬剤師の協任へ  
ジェネリック医薬品を  
希望します。

「お薬手帳」用の  
大きなシールも

医師・薬剤師の協任へ

ジェネリック医薬品を  
希望します。

ジェネリック医薬品に関する  
ご説明をお願いします。

 全国健康保険協会  
協会けんぽ

## 2. 協会けんぽの取り組み

# ジェネリック医薬品軽減額通知サービス(加入者向け②)

### <通知対象>

- ・年齢 20歳以上の加入者
- ・軽減可能額  
 医科レセプト 600円以上  
 調剤レセプト 100円以上(1回目)  
 50円以上(2回目)
- ・対象の医薬品  
 生活習慣病や慢性疾患等  
 (一般的に長期間服用される先発医薬品)

## ◆神奈川支部における効果額(軽減額)

	通知対象者数	軽減効果人数	軽減額/年
28年度	266,329人	62,052人	約11.3億円
29年度	312,819人	90,718人	約19.5億円

**神奈川支部の29年度の切替率は  
29.0%(全国平均比▲1.5%)**

(注)軽減額(年)は、「軽減額/月」×12か月で算出した単純推計値

000003

**ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の軽減可能額に関するお知らせ**

平成27年10月分に処方されたお薬のうち、以下の医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合

お薬代の軽減可能額  
850円～

(10円未満切り捨て)

この明細は、平成27年10月分の処方実績をもとに、処方された医薬品(先発医薬品)と、主成分が同一のジェネリック医薬品に切り替えることで軽減できるお薬代をご紹介します。

平成27年10月分の処方実績		ジェネリック医薬品に切り替えることで軽減できるお薬代
医療機関・薬局区分 先発医薬品名等	お薬代(3割負担)	
薬局		
リスモダン錠150mg	500	390～
ヒルドイドクリーム0.3%	220	130～
ザイロリック錠100 100mg	150	30～
インデラル錠10mg	40	20～
メサデルムクリーム0.1%	60	20～
その他(ジェネリック医薬品)	90	
小計	1,060	590～
薬局		
モーラステープL40mg 10cm×14	450	260～
小計	450	260～
合計	1,510	850～

見本

**【注意事項】必ずお読みください。**

- ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の軽減可能額のうち、最も低い額をお示ししています。
- 試算はお薬代のみを対象としています。実際に医療機関や薬局へお支払いになる金額には、お薬代以外の診療や調剤等に要する費用が含まれています。
- お薬代が下がっても、医療機関や薬局へのお支払金額の合計が切り替え前と変わらない、または、高くなる場合があります。
- 市区町村や国から医療費助成を受けている方は実際のお支払金額と異なる場合があります。
- この「お知らせ」は医療機関・薬局からの請求データに基づいて作成しています。軽減できる金額の大きいものから順に表示しており、多くのお薬を処方されている場合、記載しきれないこともあります。
- ジェネリック医薬品については、最新の情報にてご案内していますが、その後お薬代が変わる場合があります。
- 処方されたお薬によっては複数のジェネリック医薬品が存在するため、この「お知らせ」に記載している金額と異なる場合があります。この「お知らせ」に記載された金額は目安としてご利用ください。
- ジェネリック医薬品に切り替えるには医療機関が作成した処方せんが必要となります。
- 使用できる効果(病效)が異なる場合や、併用しているお薬によっては、ジェネリック医薬品に変更できない場合があります。また、全ての先発医薬品にジェネリック医薬品があるわけではありません。
- ジェネリック医薬品は先発医薬品と同じ主成分であっても効き目や副作用等に個人差があります。切り替えをご希望の場合は必ず医師または薬剤師にご相談ください。

0000003

## 2. 協会けんぽの取り組み

# インセンティブ制度の広報 (加入者・事業所向け)

～ 2018年度からインセンティブ（報奨金）制度を導入～

**皆様の取組で保険料率が変わる！！**

※ 2018年度の取り組み結果は、2020年度の保険料率に反映されます。

協会けんぽでは、医療費の適正化を進めるため、2018年度から新たに「インセンティブ（報奨金）制度」を導入しています。この制度は、皆様の取組を5つの評価指標で評価し、その結果に応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、「健康保険料率」を引き下げるものです。引き下げには皆様の積極的な関与が必要となります。協会けんぽ神奈川支部も皆様の取組を全力でサポートいたしますので、ともに取組んでいきましょう！

何が評価されるの？ 何をすればいいの？

5つの評価指標

皆様にお願いしたいこと

- ★ 後発医薬品の使用割合
  - 医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的に使用してください。
- ★ 特定健診等の受診率
  - 協会けんぽの健診を毎年必ず受診してください。
  - 協会けんぽの健診以外（事業者健診）を実施の事業所は、健診結果を協会けんぽへ提供してください。
- 3 特定保健指導の実施率
  - 健診結果で「生活改善が推奨」と判定された場合には、特定保健指導を実施してください。
- 4 特定保健指導対象者の減少率
  - 特定保健指導の対象にならないよう、日ごころの健康づくりをお願いします。
  - 特定保健指導は保健指導の指示に従い積極的で継続してください。
- 5 受診料を支払った受診患者の医療機関受診率
  - 健診の結果、「血圧、血糖値が異常値（目標値含む）」の場合は、必ず病院を受診してください。
  - 医薬品の健診結果を把握し、「薬治療書」に受診を促してください。

協会けんぽ神奈川支部  
 〒240-0315 横浜市中区土谷町1-12-4 協会の森ビル12F 協会けんぽ  
 045-233-2222 (代表) 045-233-2222 (受付)  
 各窓口のお問い合わせはこちら。 <https://www.kyokaikenpo.or.jp>

**5つの評価指標のうち「後発医薬品の使用割合」を先頭に置いて、行動変容を呼び掛け**

5つの評価指標

皆様にお願いしたいこと

1 後発医薬品の使用割合

□ 医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的に使用してください。

裏面には、シミュレーション結果（神奈川支部の全国順位は46位であることを）を記載



2015年度および2016年度のデータを用いたシミュレーション結果では、神奈川支部の順位は**全国46位**であり、インセンティブ（報奨金）の付与を受けることができず、財源負担のみ発生する結果となっています。

## 2. 協会けんぽの取り組み

# 医療機関・調剤薬局に対する協力依頼

協会けんぽの「軽減額通知サービス」では…

約3割の人しか  
切替えない



ジェネリック医薬品  
に対する不安

不安解消への協力依頼が必要（特に初診）

- ◎医療機関・調剤薬局からの  
より積極的なジェネリック医薬品の勧奨
- ◎不安を抱えている患者の背中を押す情報提供

## 2. 協会けんぽの取り組み

# 「見える化ツール」を活用したお知らせ（薬局向け）

### ジェネリック医薬品に関する お知らせ

～協会けんぽ加入者の調剤状況に関する統計結果～

個々の薬局に自薬局のGE医薬品  
処方割合をお知らせ！

見本

〒240-8515  
横浜市保土ヶ谷区神戸町1-3-4

けんぽ薬局 御中

全国民健康保険協会 神奈川支部  
〒240-8515  
横浜市保土ヶ谷区神戸町1-3-4  
協会のコンピュータ・インターネットサービス課  
TEL: 045-339-5523

全国民健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営につきまして、平素より格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進を図るため、「2020年（平成32年）9月までに80%以上」との数量シェア目標を定めました。

協会けんぽとしても、加入者の方のお薬代や保険料の負担軽減に繋がることから、ジェネリック医薬品の普及促進の取組みを積極的に進めております。

この際、普及促進に向けた取組みの一環として、協会けんぽ加入者の方のレセプトを集計し、地域におけるジェネリック医薬品使用割合等について、薬局様へ情報提供を行うこといたしました。

ジェネリック医薬品の取扱いをご検討される際の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

**協会けんぽ加入者への処方状況**

協会けんぽ加入者の方の平成29年10月分のレセプトを分析し、「貴薬局」「二次医療圏平均」「県平均」それぞれのジェネリック医薬品の処方数量等を算出しました。

けんぽ薬局		貴薬局	二次医療圏平均	県平均
人数	平成29年10月に貴薬局にて医薬品を処方した協会けんぽの加入者数 (人)	150	140	147
	うち、ジェネリック医薬品を処方した加入者数 (人)	119	102	107
	ジェネリック医薬品を処方した加入者の割合 (%)	79.3	72.5	72.4
数量	平成29年10月に処方された薬剤数量	30,000	20,302	21,856
	うち、ジェネリック医薬品のある先発医薬品の処方数量	5,000	4,424	4,408
	うち、ジェネリック医薬品の処方数量	13,000	9,324	10,263
	ジェネリック医薬品処方割合 (%)	70.0	67.8	70.0
金額	平成29年10月に処方された薬剤金額 (円)	1,000,000	1,068,179	1,121,957
	うち、ジェネリック医薬品の薬剤金額 (10割) (円)	300,000	185,397	207,571
	ジェネリック医薬品金額割合 (10割) (%)	20.0	17.4	18.5

けんぽ薬局		貴薬局	二次医療圏平均	県平均
人数	平成29年10月に貴薬局にて医薬品を処方した協会けんぽの加入者数 (人)	150	140	147
	うち、ジェネリック医薬品を処方した加入者数 (人)	119	102	107
	ジェネリック医薬品を処方した加入者の割合 (%)	79.3	72.5	72.4
数量	平成29年10月に処方された薬剤数量	30,000	20,302	21,856
	うち、ジェネリック医薬品のある先発医薬品の処方数量	5,000	4,424	4,408
	うち、ジェネリック医薬品の処方数量	13,000	9,324	10,263
	ジェネリック医薬品処方割合 (%)	70.0	67.8	70.0
金額	平成29年10月に処方された薬剤金額 (円)	1,000,000	1,068,179	1,121,957
	うち、ジェネリック医薬品の薬剤金額 (10割) (円)	300,000	185,397	207,571
	ジェネリック医薬品金額割合 (10割) (%)	20.0	17.4	18.5

2019/01/18

©全国健康保険協会神奈川支部

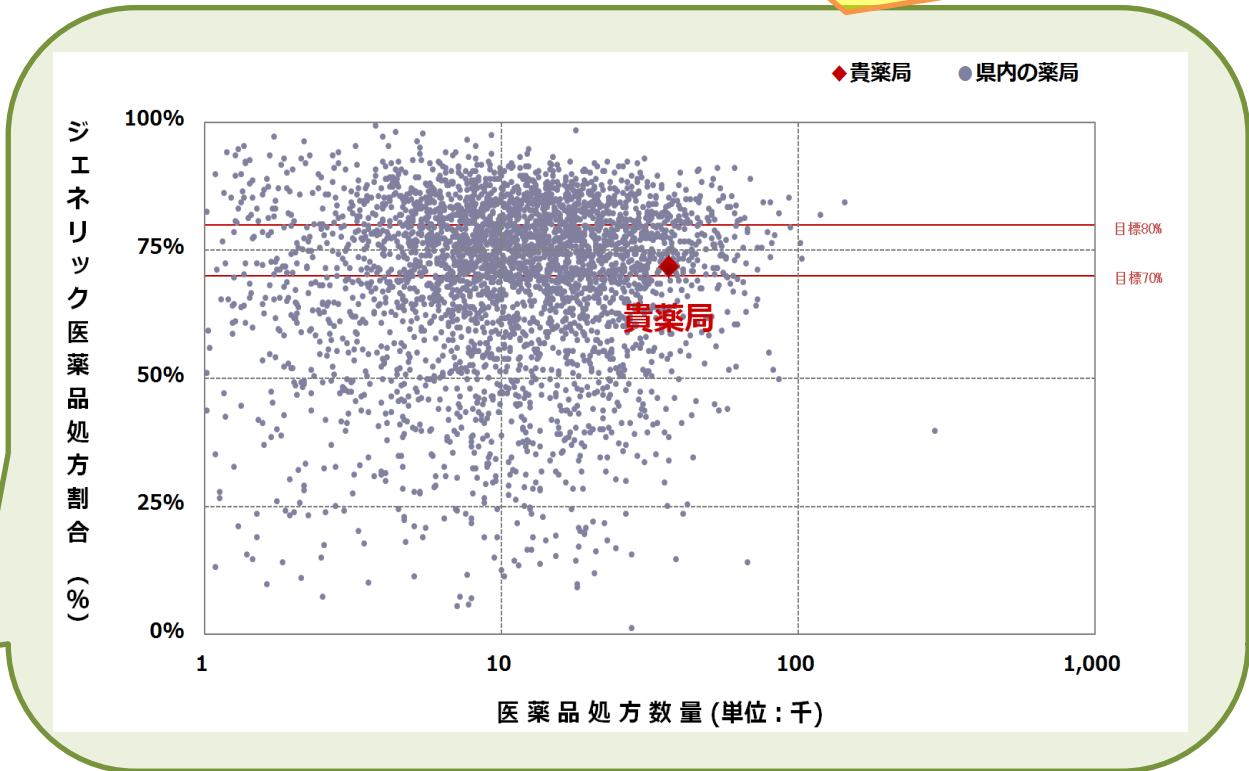
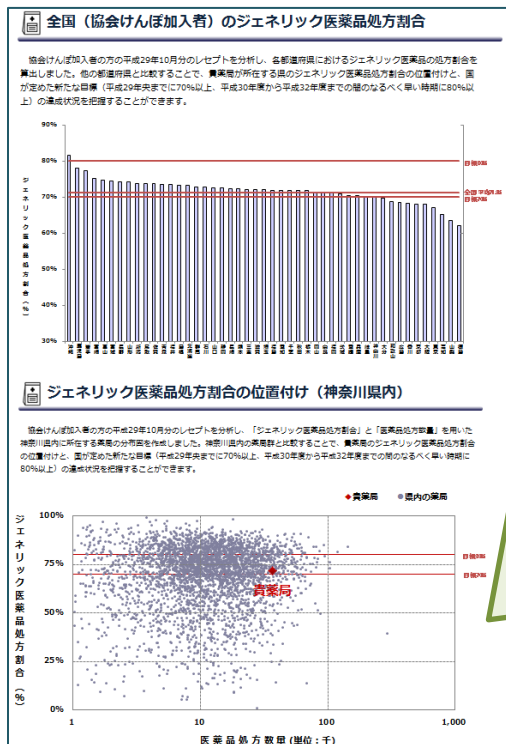
## 2. 協会けんぽの取り組み

# 「見える化ツール」を活用したお知らせ (薬局向け)

### ジェネリック医薬品に関する お知らせ

～協会けんぽ加入者の調剤状況に関する統計結果～

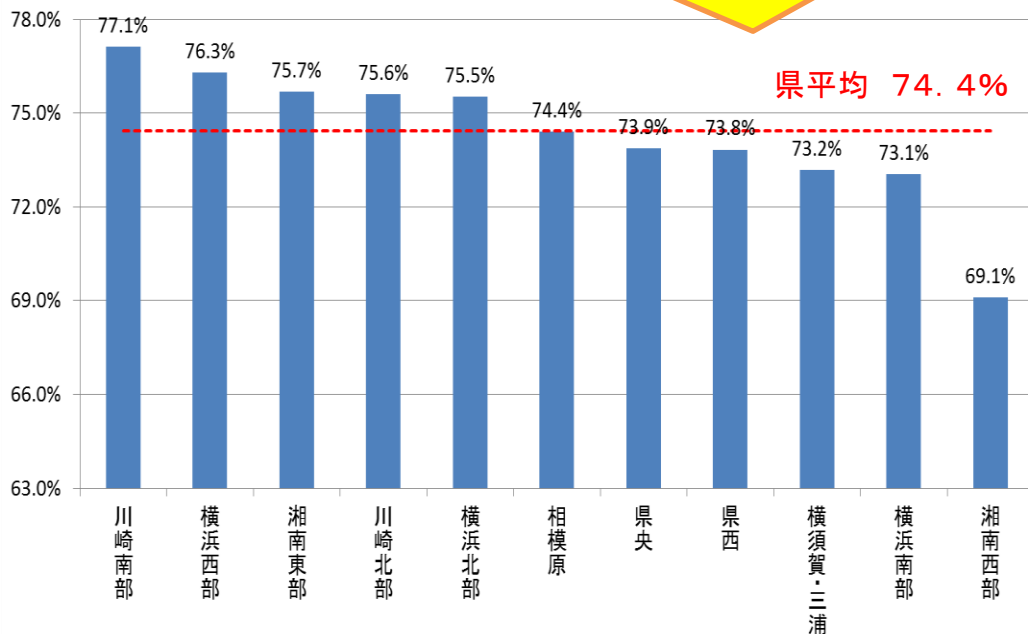
神奈川県内の全薬局の中での  
自薬局の位置が把握可能！



### 3. 協会けんぽのデータから見た今後の課題

## ジェネリック医薬品使用割合(2次医療圏別)

医療圏により使用割合に大きな差がある！



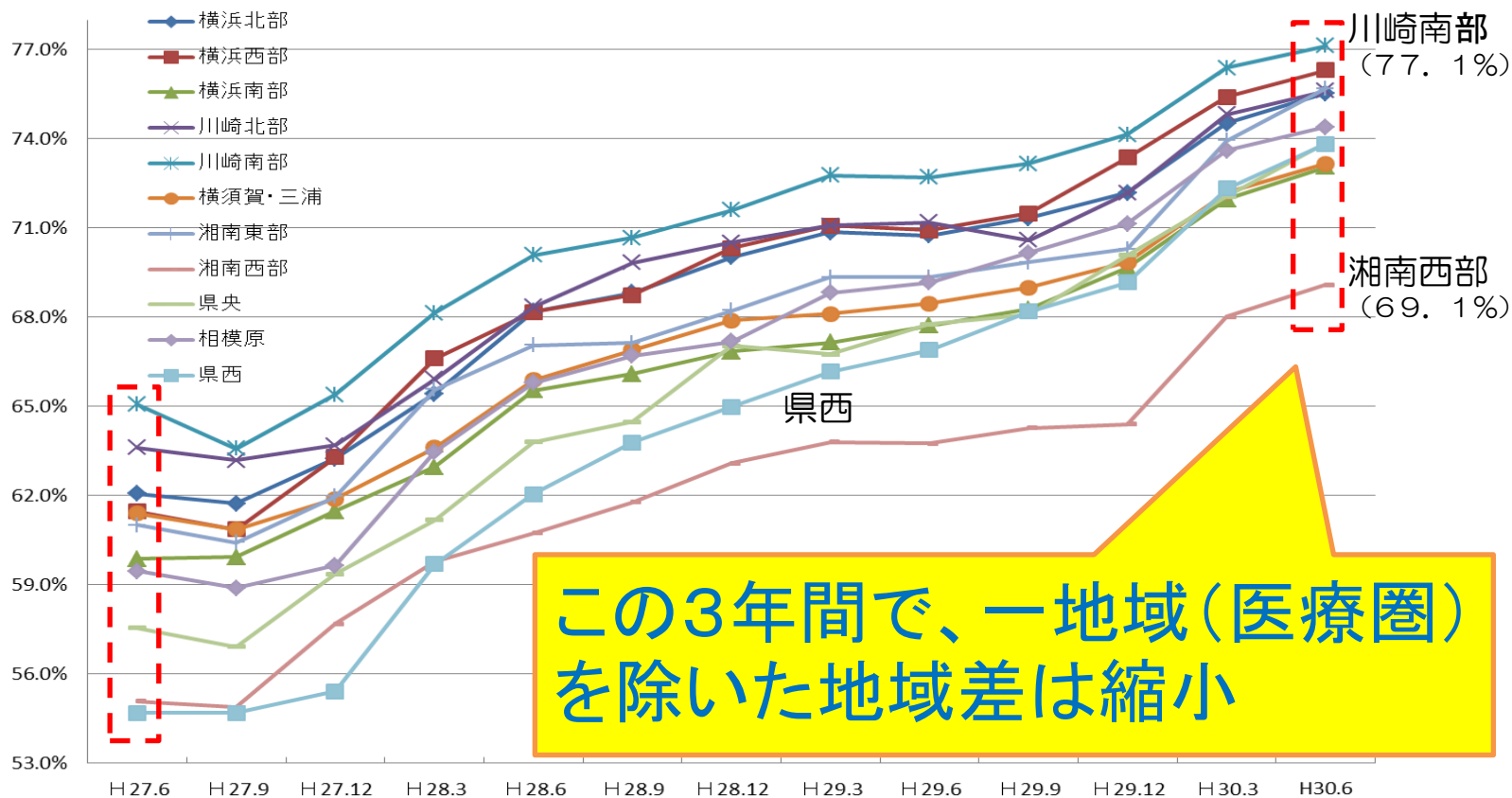
2次医療圏	構成市区町村
横浜北部	鶴見、神奈川、港北、緑、青葉、都築
横浜西部	西、保土ヶ谷、旭、戸塚、泉、瀬谷
横浜南部	中、南、港南、磯子、金沢、栄
川崎北部	高津、宮前、多摩、麻生
川崎南部	川崎、幸、中原
相模原	相模原南、相模原緑、中央
横須賀・三浦	横須賀、鎌倉、逗子、三浦、葉山
湘南東部	藤沢、茅ヶ崎、寒川
湘南西部	平塚、秦野、伊勢原、大磯、二宮
県央	厚木、大和、海老名、座間、綾瀬、愛川、清川
県西	小田原、南足柄、中井、大井、松田、山北、開成、箱根、真鶴、湯河原

(注)横浜は、旧2次医療圏別で使用割合を算出

### 3. 協会けんぽのデータから見た今後の課題

# ジェネリック医薬品使用割合(2次医療圏別)

## ◇調剤薬局所在地別のジェネリック医薬品使用割合(過去3年間の推移)



(注)横浜は、旧2次医療圏別で使用割合を算出



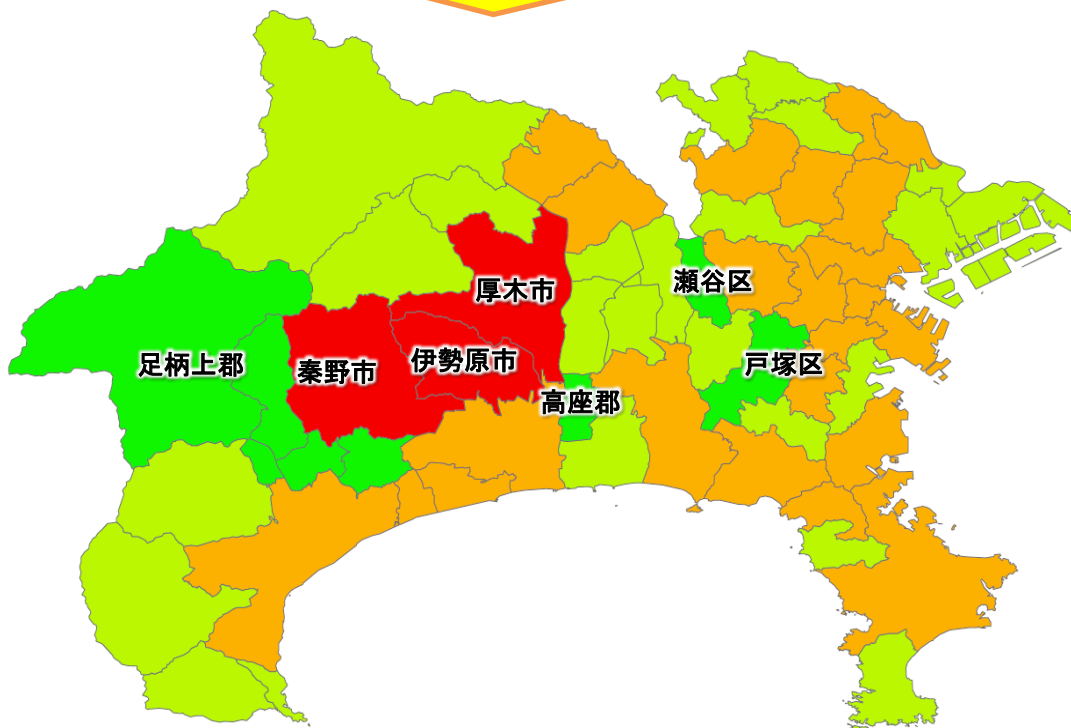
### 3. 協会けんぽのデータから見た今後の課題

## ジェネリック医薬品使用割合（調剤薬局所在地別）

使用割合が低い地域は集中

市町村名	使用割合
高座郡	82.6%
戸塚区	81.3%
瀬谷区	80.7%
足柄上郡	80.6%
:	:
秦野市	67.9%
厚木市	65.7%
伊勢原市	58.1%

平成30年6月診療分



80%超  
75～70%未満  
70～75%未満  
70%未満

(注)町・村については所在郡で使用割合を表示

### 3. 協会けんぽのデータから見た今後の課題

# 「ジェネリックカルテ」から見える課題(神奈川県)

## ジェネリックカルテとは・・・

- ◆地域ごとの阻害要因を「見える化」する。
- ◆対策の優先順位をつけ、取組のパフォーマンスを高める。

【注】「ジェネリックカルテ」の「使用割合」は、調剤だけではなく、医科、DPC、歯科を含めた使用割合である。

都道府県コード	都道府県名※1	ジェネリック医薬品使用割合(全体) (※2、3、4、5)	【医療機関の視点】																							
			院内処方										院外処方													
			院内処方ジェネリック医薬品使用割合										院外処方ジェネリック医薬品使用割合													
			偏差値	指標数値	影響度(※13)	入院			外来			院内処方率(※6)			病院			診療所								
75.0	75.0	75.0				75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0						
01	北海道	56	75.0	53	64.3	+0.3	40	77.1	-0.1	52	61.9	+0.1	53	63.0	+0.1	55	19.7	55	77.5	+1.5	57	77.4	+0.7	55	77.5	+0.9
02	青森	60	76.6	69	72.3	+1.6	51	80.5	+0.0	50	60.2	-0.0	73	74.1	+1.6	58	17.5	55	77.4	+1.5	43	72.7	-0.5	59	79.1	+2.0
03	岩手	67	79.6	61	68.4	+1.0	59	83.1	+0.1	62	69.9	+0.3	58	65.7	+0.5	58	17.8	68	81.9	+5.2	72	82.6	+1.8	66	81.6	+3.4
04	宮城	60	76.5	58	66.7	+0.7	49	80.0	-0.0	48	59.0	-0.0	60	66.9	+0.7	57	18.4	59	78.7	+2.6	57	77.3	+0.5	59	79.2	+2.1
05	秋田	54	74.4	46	60.8	-0.3	57	82.5	+0.0	60	67.9	+0.2	39	55.6	-0.7	60	16.4	54	77.0	+1.2	63	79.3	+1.3	49	75.6	-0.1
06	山形	60	76.8	65	70.7	+1.8	50	80.3	-0.0	60	68.1	+0.2	66	70.1	+1.6	51	22.5	59	78.7	+2.4	57	77.4	+0.5	59	79.2	+1.9
07	福島	55	74.5	61	68.7	+1.4	44	78.6	-0.0	54	63.7	+0.2	64	69.2	+1.3	50	23.1	52	76.3	+0.5	48	74.4	-0.1	53	76.9	+0.7
08	茨城	49	72.2	47	61.4	-0.3	48	79.6	-0.0	52	61.8	+0.1	46	59.2	-0.3	54	20.2	48	74.9	-0.5	50	74.9	-0.0	48	74.9	-0.5
09	栃木	48	71.7	46	60.5	-0.7	44	78.6	-0.0	57	65.9	+0.5	41	56.5	-1.0	39	30.9	53	76.5	+0.7	49	74.8	-0.0	54	77.2	+0.7
10	群馬	52	73.5	58	66.8	+1.4	51	80.7	+0.0	51	61.0	+0.0	61	67.2	+1.6	32	35.4	55	77.2	+1.1	53	76.1	+0.2	56	77.8	+0.9
11	埼玉	52	73.6	49	62.5	-0.1	47	79.6	-0.0	54	63.3	+0.1	48	60.3	-0.1	57	18.4	52	76.1	+0.4	52	75.7	+0.1	51	76.3	+0.3
12	千葉	54	74.4	54	64.7	+0.3	60	83.5	+0.1	64	71.3	+0.4	47	59.8	-0.2	57	18.3	53	76.5	+0.7	53	76.1	+0.3	52	76.6	+0.5
13	東京	40	68.8	41	58.1	-0.7	56	82.2	+0.0	41	53.5	-0.3	39	55.3	-0.6	59	16.7	36	70.7	-4.1	37	70.7	-0.9	36	70.7	-3.2
14	神奈川	49	72.4	48	61.7	-0.1	61	83.8	+0.1	59	67.2	+0.2	38	55.0	-0.5	65	13.0	45	73.9	-1.5	51	75.5	+0.1	43	73.4	-1.6

ジェネリックカルテ(H30.4) 偏差値: 緑色が偏差値50以上、赤色が偏差値50以下の項目。色が濃いほど偏差値が高い(低い)。

影響度: 影響度が+0.6の場合、当該指標が県全体のジェネリック割合を0.6%引き上げていることを意味する。

### 3. 協会けんぽのデータから見た今後の課題

## 「ジェネリックカルテ」から見える課題(神奈川県)

視 点	全 国	神奈川
<b>【医療機関の視点】</b>		
院内処方GE使用割合(%)	62. 8	61. 7
院外処方GE使用割合(%)	75. 6	73. 9
院外処方一般名処方率(%)	49. 7	49. 2
<b>【薬局の視点】</b>		
(再掲)院外処方GE使用割合(%)	75. 6	73. 9
一般名処方限定調剤GE使用割合(%)	84. 0	81. 2
<b>【患者の視点】</b>		
加入者GE拒否割合(%)	9. 1	8. 6
公費対象者GE使用割合(%)	62. 1	64. 3
<b>GE使用割合(%)</b>	<b>72. 7</b>	<b>72. 4</b>

◆神奈川は、院内処方・院外処方ともに後発医薬品使用割合が低い。

◆神奈川は、一般名処方率および一般名処方での後発医薬品使用割合が低い。

◆神奈川は、加入者拒否割合は低いですが、年齢階級別にみると課題がある(後述)。

(注)平成30年4月診療分

### 3. 協会けんぽのデータから見た今後の課題

## 「ジェネリックカルテ」から見える課題(神奈川県)

### 【医療機関の視点】

(%)

	院内処方				院外処方			一般名処方率		
	全体	入院	外来 (病院)	外来 (診療所)	全体	外来 (病院)	外来 (診療所)	全体	外来 (病院)	外来 (診療所)
全 国	62.8	80.4	60.4	61.4	75.6	75.1	75.8	49.7	29.5	54.3
神奈川	61.7	83.8	67.2	55.0	73.9	75.5	73.4	49.2	37.0	51.1
影響度	-0.1	+0.1	+0.2	-0.5	-1.5	+0.1	-1.6	-0.2	+0.8	-1.0

(注)平成30年4月診療分

- ◆神奈川は、院内・院外処方、一般名処方率とも全国平均を下回っている。
- ◆病院と診療所に分けて見ると、病院は全国平均を上回っている一方、診療所は全国平均を下回っている。

➤ 影響度は偏差値50からの差分が、県全体のジェネリック医薬品使用割合に与える影響を示す。例えば、影響度が+0.6ならば、当該指標が県全体のジェネリック割合を0.6%引き上げていることを意味する。

### 3. 協会けんぽのデータから見た今後の課題

## 「ジェネリックカルテ」から見える課題(神奈川県)

### 【年齢階級別の視点】

(%)

	全体	0～6歳	7～14歳	15～39歳	40～59歳	60歳以上
全国	72.7	69.8	63.7	73.0	73.5	73.3
神奈川	72.4	65.8	62.5	73.6	73.6	72.9
影響度	—	-0.3	-0.1	+0.1	+0.1	-0.1

(注) 平成30年4月診療分

- ◆ 神奈川は、0～14歳の層の使用割合が全国平均を下回っている。  
とくに0～6歳は全国平均とのかい離幅が大きい。
- ◆ また、神奈川は、60歳以上の層の使用割合が全国平均を下回っている。

➤ 影響度は偏差値50からの差分が、県全体のジェネリック医薬品使用割合に与える影響を示す。例えば、影響度が+0.6ならば、当該指標が県全体のジェネリック割合を0.6%引き上げていることを意味する。

### 3. 協会けんぽのデータから見た今後の課題

## 協会けんぽ神奈川支部の今後の取り組み(予定)

### 「ジェネリックカルテ」を用いた施策の検討

- ジェネリックカルテを用いた、施策の優先順位付け
- カルテを踏まえた自治体や関係団体へのアプローチ

### ジェネリック医薬品軽減額通知サービス

- 加入者向けの軽減額通知の継続送付

### 「見える化」ツールによる医療機関・調剤薬局へのアプローチ

- 「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」の送付